

第2次坂城町自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない、つながるあんしん坂城町を目指して～

令和6年度～令和10年度 【2024▶2028】



令和6年(2024)年3月

長野県 坂城町

坂城町自殺対策推進計画

策定にあたって



全国の自殺者数は、かつて10年以上3万人を超えていた状況から、平成22年(2010年)以降は減少傾向に転じましたが、依然として年間2万人以上の方が自殺によって亡くなっています。また、長野県においては、近年自殺者は減少傾向にあったものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、社会情勢の影響などにより、自殺者の増加が危惧されています。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果によるものと思われがちですが、その背景には、心身の健康問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因があり、多くが防ぐことのできる社会的な問題であるともいわれています。

「坂城町第2次自殺対策推進計画」では、令和4年(2022年)10月に示された国の新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、町の統計および実態を明らかにするために実施したアンケート調査の結果をもとに、計画を策定いたしました。計画を実施するにあたり、町が実施している事業のうち「生きる支援」につながる事業を幅広く自殺対策の関連事業と位置づけ、保健・医療分野のみならず、福祉・教育・労働等の分野と連携しながら、「誰も自殺に追い込まれることのない、つながるあんしん坂城町」を目指して引き続き自殺対策を推進してまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「坂城町自殺対策連絡協議会」の委員の皆様、アンケート調査にご協力頂きました住民の皆様に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、計画の実施にあたり、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年(2024年)3月

坂城町長 山村 弘

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 趣旨 1
2. 計画の位置づけ 1
3. 計画の期間 1
4. 計画の数値目標 1
5. 第1次計画の評価 2

第2章 自殺をめぐる現状

1. 全国の現状 6
2. 長野県の現状 6
3. 坂城町の現状(統計・アンケート結果等による対象群の把握) 7

第3章 いのちを支える自殺対策における取り組み

1. 基本施策 17
2. 重点施策 19
3. 評価指標 20

第4章 自殺対策組織の関連施策

- 基本施策
1. 地域・役場内におけるネットワークの強化 21
 2. 自殺対策を支える人材の育成 23
 3. 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す 25
- 重点施策
1. 子ども・若者への支援 26
 2. ライフスタイルによる生きることの促進要因の支援 27
 3. 住民一人ひとりの健康づくりの支援 30

第5章 参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

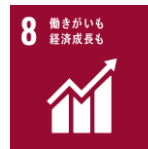
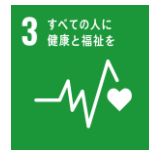
1. 趣旨

国の自殺対策について、平成18年(2006年)に制定された自殺対策基本法第1条では、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と示しています。「全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会」「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」につながるために、坂城町の現状や情勢を踏まえた計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、改正自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定する自殺対策推進計画であり、また上位計画となる坂城町第6次長期総合計画～輝く未来を奏でるまち～とともに、当町が目指す自殺対策施策の基本的な方向性を示すものです。

町では、すべての施策が共通して取り組むべきテーマとして「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」を位置付けており、本計画においても推進しています。本計画の目指すゴールは下記のとおりです。



3. 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は平成19年(2007年)に策定されて以降、概ね5年ごとに見直しが行われています。令和4年(2022年)10月に新たな自殺総合対策大綱が策定されました。このことから町の自殺対策推進計画についても、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の5年間に計画期間とします。

4. 計画の数値目標

国は大綱において「令和8年までに自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少」としています。平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の当町の自殺者数は9人だったことから、本計画最終年令和10年(2028年)までに、自殺者数6人以下と数値を定めますが、メンタルヘルスの理解促進、広報活動、教育活動等に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。

5. 第1次計画の評価(再掲含む71項目)

実施状況	評価	該当項目数	割合
実施している	A	53	74.6%
一部実施している	B	6	8.5%
未実施	C	12	16.9%

自殺対策関連施策の実施状況については、実施している(AまたはB評価)項目の割合が、83.1%でした。

基本施策1. 地域・役場内におけるネットワークの強化

【市内の連絡・連携の強化】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
1	徴税・介護保険料の徴収	滞納者に対する納税相談・納入督促	納税相談等で滞納者との折衝の際、状況の聞き取りで自殺リスクがある場合必要な支援へつなげる。	総務課	収納推進係	A
2	国民年金事業	国民年金資格の取得、喪失事務や保険料の免除申請等の届出受付事務を行う。	保険料免除手続きや障害年金の請求、年金受給者の死亡手続きなど窓口での手続きにあたり、生活状況の把握に努め、支援が必要な場合は、支援先の情報提供や支援先へつなげる。	住民環境課	住民係	A
3	環境保全対策一般事業	良好な自然環境及び社会環境の保全のために、指導や相談対応等を行う。	相談対応の中には、孤独・孤立や認知症の疑い等、自殺リスクのある様々な問題が潜んでいる可能性があるため、必要に応じて支援機関につなげる。	住民環境課	環境保全係	A
4	塵芥処理一般事業	一般廃棄物の収集運搬及び処理の業務委託や分別収集の徹底、資源物排出の利便性の向上を行う。	ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、自殺リスクのある様々な問題が潜んでいる可能性があるため、必要に応じて支援機関につなげる。	住民環境課	環境保全係	A
5	住宅管理事業	町営住宅、改良住宅の維持管理経費及び町営住宅使用料等の賦課・徴収	町営住宅入居者に、相談窓口等を周知し、また住宅使用料滞納者へ納付勧奨等をする中で、当事者からの状況等の聞き取りを行い、必要に応じて支援につなげていく。	建設課	管理係	C
6	下水道事業	下水道の維持管理や下水道使用料、受益者負担金の賦課・徴収	滞納者は経済的な困難を抱えていることも少なくないことから、納付勧奨等をする中で当事者から状況等を聞き取り、必要に応じて支援につなげていく。	建設課	下水道係	A
7	保育園事業	保育園の運営を行う。	保育料の滞納者は、経済的な困難を抱えていることも少なくなく、納付勧奨等をする中で当事者からの状況を聞き取り、必要に応じて支援機関につなげる。	教育文化課	子ども支援室	A
8	食育・学校給食センター運営事業	児童生徒に安心安全で、栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、学力及び体力の向上を図る。	給食費の滞納者は経済的な困難を抱えていることも少なくないため、納付勧奨等をする中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて支援機関につなげる。	教育文化課	食育・学校給食センター	A
【地域との連携】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
9	まちづくり推進事業	町内自治区の区長を行政協力員とし、協働のまちづくりの推進を図る。	区長は区民と関わるなかで、相談を受けた際は必要に応じて関係機関へつなげていく。	企画政策課	まち創生推進室	A
10	男女共同参画推進事業	女性専門相談員による相談対応を実施する。	女性専門相談員は相談日の際や、随時相談対応を行う中で、必要に応じて関係機関へつなげていく。	企画政策課	人権・男女共生係	A
11	人権同和推進事業	人権擁護委員が人権尊重のまちづくりを進める。	人権擁護委員は相談日の際や、随時相談対応を行う中で、必要に応じて関係機関へつなげていく。	企画政策課	人権・男女共生係	A
12	非常備消防事業	非常時に備えるとともに消防団員に関わる活動を実施する。	消防団員は夜間の見守りの際、心配なこと等が生じたら関係機関に相談しつなげていく。	住民環境課	生活安全係	A
13	社会福祉一般事業	民生委員により町民の福祉の向上や潤いある福祉政策を実施する。	民生委員は独居訪問時や担当地区の町民から相談を受けた際は、必要に応じて関係機関へつなげていく。	福祉健康課	福祉係	A
14	生活安定支援事業	社会福祉協議会は町民の日常生活における総合的な相談対応を行う。	社会福祉協議会は、町民との関りの中で相談対応を行い、必要に応じ関係機関へつなげ、また町との連携を図り効果的な支援につなげていく。	福祉健康課	福祉係	A
15	介護相談事業	介護相談員は介護に関する相談、施設において適正なサービスを提供する。	介護相談員は施設に入所している高齢者との面談や家族の相談対応の中で必要に応じて関係機関へつなげていく。	福祉健康課	保険係	A
16	包括的・継続的ケアマネジメント	介護支援専門員は介護認定を受けた高齢者が、自立した生活が送れ、適切なサービスが利用できるように支援する。	介護支援専門員は、高齢者やその家族との関わりをなかで、相談対応を行い必要に応じて関係機関へつなげていく。	福祉健康課	地域包括支援センター	A

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
17	保健補導員会	保健補導員は、研修会、健康教育・増進の普及を行う。	保健補導員は活動のなかで、町民から相談を受けた際は、必要に応じて関係機関へつなげていく。	福祉健康課	保健センター	A
18	農業委員会事業	農業委員会により、農業経営の合理化、農業従事者の地位向上のための事業を実施する。	農業委員は農業関係者との関わりの中で、相談を受けた際は必要に応じて関係機関へつなげていく。	商工農林課	農業振興係	B
19	公民館事業	公民館の運営及び分館活動の推進を図る。	分館役員は町民との関わりの中で相談を受けた際は、必要に応じて関係機関へつなげていく。	教育文化課	公民館	A
20	中小企業対策事業	中小企業の経営安定及び産業振興を図る。	商工会等との連携により、企業の経営状況を把握し、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチして、適切な支援先へとつなげる。	商工農林課	商工観光係	B
21	農業振興一般事業	農業関係団体や生産組織に対し農業の振興を図る。	農業関係団体との連携により、農業者の経営状況を把握し、経営難に陥り自殺リスクの高まっている農業者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなぐ。	商工農林課	農業振興係	B

基本施策2. 自殺対策を支える人材育成

【様々な役職に対する研修】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
22	議員研修	議員研修の実施	議員に対し、議会報告会に合わせゲートキーパー研修を行う。	議会事務局	議会係	A
23	職員研修事業	職員研修の実施	職員に対し、必要な支援へつなぐために、こころの健康に関する研修やゲートキーパー研修を行う。	総務課	総務係	A
再編 (9)	まちづくり推進事業	町内自治区の区長を行政協力員とし、協働のまちづくりの推進を図る。	区長に対し、区長会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	企画政策課	まち創生推進室	B
再編 (10)	男女共同参画推進事業	女性専門相談員による相談対応を実施する。	女性専門相談員に対し、会議に合わせゲートキーパー研修を実施する。	企画政策課	人権・男女共生係	A
再編 (11)	人権同和推進事業	人権擁護委員が人権尊重のまちづくりを進める。	法務局と連携し、人権擁護委員に対しゲートキーパー研修を行う。	企画政策課	人権・男女共生係	A
再編 (12)	非常備消防事業	非常時に備えるとともに、消防団員に関わる活動を実施する。	消防団員に対し、幹事会に合わせゲートキーパー研修を行う。	住民環境課	生活安全係	C
再編 (13)	社会福祉一般事業	民生委員により町民の福祉の向上や潤いある福祉政策を実施する。	民生委員に対し、民生委員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	福祉健康課	福祉係	A
再編 (14)	生活安定支援事業	社会福祉協議会は町民の日常生活における総合的な相談対応を行う。	社会福祉協議会の職員にこころの健康に関する研修やゲートキーパー研修の受講を働きかける。	福祉健康課	福祉係	A
再編 (15)	介護相談事業	介護相談員は介護に関する相談、施設において適正なサービスを提供する。	施設に入所している高齢者との面談や家族からの相談を受ける介護相談員に対し、ゲートキーパー研修を行う。	福祉健康課	保険係	A
再編 (16)	包括的・継続的ケアマネジメント	介護支援専門員は介護認定を受けた高齢者が、自立した生活が送れ、適切なサービスが利用できるように支援する。	町内外の介護支援専門員に対して、自殺対策に関する研修会等の受講を働きかける。	福祉健康課	地域包括支援センター	C
再編 (17)	保健補導員会	保健補導員は、研修会、健康教育・増進の普及を行う。	保健補導員に対し、総会に合わせこころの健康に関する研修やゲートキーパー研修を実施する。	福祉健康課	保健センター	A
再編 (18)	農業委員会事業	農業委員会は、農業経営の合理化、農業従事者の地位向上のための事業を実施する。	農業委員に対し、農業委員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	商工農林課	農業振興係	C
再編 (19)	公民館事業	公民館の運営及び分館活動の推進を図る。	分館役員等に対し、役員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	教育文化課	公民館	C
【町民に対する研修の実施】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
24	長期総合計画や政策の推進	大学との連携事業計画	大学と協力し、講演会の開催や研修会等を実施する。	企画政策課	企画調整係	C
25	勤労者福祉対策事業	勤労者等の健康管理・文化活動・研修等各種事業を実施する。	様々な講座やセミナー等を通して、勤労者の心と体の調和を図るとともに、心の健康管理も併せて行えるよう職員のゲートキーパー研修を行う。	商工農林課	商工観光係	B

基本施策3. 町民への周知と啓発

【リーフレット等啓発グッズの作成と周知】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
26	議会報告会の開催	議員活動の報告・説明をし、町民の皆さんのご意見を直接聞く。	町民からの相談対応に役立ててもらおう、相談窓口等の周知及びチラシ等の配布を行う。	議会事務局	議会係	C
27	交通安全対策	季節交通安全運動・交通安全町民大会・園児、高齢者への交通安全啓発活動を実施する。	交通事故後は、様々な困難や問題に直面し自殺リスクが高まる可能性があることから、トラブル時の相談窓口等を周知する。	住民環境課	生活安全係	A
28	高速交通対策事業	坂城駅・テクノ坂城駅の業務を委託し管理、町内の巡回バスの運行、免許自主返納者や高齢者等交通弱者の利便性を図る。	不特定多数の人が利用する駅に、心の健康を守る相談窓口等のポスターやチラシを置き周知を図る。	建設課	都市・公園係	A

【町民向け講演会やイベント等の機会を利用した啓発】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
29	消費生活事業	消費者の会への活動補助や消費生活展の開催、特殊詐欺や悪質商法防止啓発を図る。	消費生活展において、消費生活でのトラブルに関する相談先等周知することで自殺リスクを減らす。	住民環境課	生活安全係	A
30	図書館事業	図書館の運営管理を行う。	自殺予防に関する情報提供を行う。ポスター掲示やパンフレット、冊子を置く。	教育文化課	図書館	A
【各種メディア媒体の活用】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
31	広報発行事業	「広報さかき」を毎月発行する。ホームページによる情報発信を行う。	自殺予防に関する記事を広報さかきに掲載し、相談窓口等の周知を行う。ホームページに「こころの健康を守るための事業」が閲覧できるページを作る。	企画政策課	まち創生推進室	A

基本施策4. 生きることの促進要因の支援

【障がい者支援】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
32	地域生活支援事業	障害者総合支援法により、障がいの者の地域生活を支援する。	相談支援専門員等に対しゲートキーパー研修の受講を働きかけ、相談対応に役立てる。障がい者やその家族に、SOSの出し方や支援先一覧等のチラシを配布する。	福祉健康課	福祉係	A
33	心身障がい者福祉事業	障がいのある人に技能習得や就労機会の提供、社会参加の促進を図るため、各種事業や団体を支援する。	支援団体の職員にゲートキーパー研修の受講を働きかけ、相談対応に役立てる。障がい者に対し、心の健康教育(SOSの出し方等)の実施を働きかける。	福祉健康課	福祉係	A
34	自立支援医療・精神保健福祉手帳交付	自立支援医療・精神保健福祉手帳の交付・更新・変更申請事務を行う。	新規の手帳等発行時には、保健師が本人や家族に手渡し状態を確認する。必要に応じてその後の支援の継続や専門機関につなげる等の対応を行う。	福祉健康課	保健センター	A
35	こころの健康相談	年5回精神科医師や精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施する。	専門医等が話を聞き相談に応じることにより、生きることの阻害要因を減らし自殺リスクを減少させる。	福祉健康課	保健センター	A
36	こころのリハビリ教室	精神障がい者を対象に、1回様々な内容の教室を実施する。	教室の内容に「SOSの出し方」についての学習会を入れていく。担当の保健師は、参加者のSOSを早期に気づき、必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター	C
37	社会復帰支援・相談支援	月1回地域活動支援センターの通所者を対象に、社会復帰・健康に関する相談を実施する。	地域活動支援センター職員にゲートキーパー研修の受講、通所者やその家族に「SOSの出し方」について学習会の実施を働きかける。通所者のSOSに早期に気づき必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター	C
【支援者支援】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
38	寝たきり老人等介護者交流事業	要介護者や重度障がい者を在宅で介護する者を対象に、介護者同士の交流やリフレッシュできる事業を企画し、精神的負担を軽減する。	支援者である介護者同士の交流やリフレッシュ事業を実施することで、自殺リスクを減らす。介護者へのSOSの出し方等の研修を実施する。	福祉健康課	地域包括支援センター	A
39	精神障がい者家族会	精神障がい者家族会の事務局として、家族相互に支え合い学び合う機会を提供する。	支援者である家族会にSOSの出し方教室等を実施する。また相談窓口を周知する。	福祉健康課	保健センター	C
【生活困窮者支援】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
40	生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方を対象に、自立した生活をするための基礎能力の形成を計画的かつ一貫して行う。	生活困窮者は、経済的な困難を抱えているばかりではなく、そのほか複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる可能性がある。相談対応のなかで、必要であれば支援の継続や専門機関への紹介を行う。	福祉健康課	福祉係	A
【その他の支援】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
41	公園管理事業	安全に快適に公園を利用してもらうため、町内の公園の管理運営等を適正に実施する。	公園の維持管理の際に危険リスクがないか(落書きや動物の死骸等)巡視を行う。	建設課	都市・公園係	A

基本施策5. 世代に応じた支援

【若者支援】						
NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
42	教育委員会事務局一般事業	教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー等を配置する。	支援が必要な児童・生徒に対して、様々な関係機関と連携し取り組むことで自殺リスクを軽減させる。	教育文化課	学校教育係	A
43	就学の援助	小中学校で、経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者を対象に学用品や給食費等の一部援助を行う。	就学援助対象者の家庭状況の把握に努め、自殺リスクの早期発見と早期対応、及び相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供を行う。	教育文化課	学校教育係	A

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
44	大峰教室(適応指導教室)等自立支援事業	登校が困難な児童生徒が大峰教室への通室により安心して過ごしながら集団生活への適応を促し、学校生活に復帰できるように支援を行う。	教室に通う児童生徒に対し、SOS の出し方についての教育を実施する。	教育文化課	学校教育係	A
45	児童生徒支援事業	教室で授業を受けることが困難な児童生徒などへ支援を行う。	児童生徒に対し、SOS の出し方についての教育を実施する。保護者に対し、子どものSOSに気づくための学習の場を設ける。	教育文化課	学校教育係	A
46	青少年育成事業	地域の子どものリーダー育成のための研修会や青少年健全育成交流大会等を開催する。	SOS の出し方や相談窓口等の周知を行う。	教育文化課	生涯学習係	C

【子育て支援】

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
47	母子手帳交付及び面談	母子手帳を発行し、発行時には保健師の面談を行い、支援が必要な妊婦を判断する。	自殺リスクを視野に入れた面談を行い、妊婦や家族に問題があれば必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター	A
48	ハッピーベビー教室	妊婦及びその家族を対象に、産後うつや産後の子育てについて学習する。	特定妊婦やハイリスク妊婦には参加を促し、学習を深め子育て等の相談窓口の周知等を行い、自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	保健センター	A
49	乳児全戸家庭訪問	生後2か月の全乳児に対し保健師が家庭訪問を実施し、状態を把握する。	褥瘡や乳児の問題を早期に発見し、必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター	A
50	乳幼児健診	生後4か月児から3歳児までの健康診査や健康相談、妊婦、乳児への保健指導を行う。	生活状況や抱えている問題等を把握し、必要に応じて専門機関につなげ問題等の解決を図る。	福祉健康課	保健センター	A
51	子育て支援センター事業	相談事業や虐待予防のための連携、子育てに関する講座や教室を実施し、子どもの発達を総合的に把握し対応する。	子育てに関する講座で、産後のメンタルヘルスについてや相談支援機関についての講座を実施する。子育てに悩んだ時の相談場所についてポスターやチラシにより周知する。	教育文化課	子育て支援センター	A

【働き盛り支援】

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
52	労政一般事業	企業における職場環境の改善、労務管理に関する支援、人材確保に関する事業などを関係機関と連携しながら実施する。	労政事務所等が開催するメンタルヘルス研修など自殺対策につながる研修への参加を働きかける。企業に、心の健康を守るための相談窓口等の周知をポスターの掲示等で依頼する。	商工農林課	商工観光係	A
53	商工振興一般事業	町内の活性化を図る町づくり事業として商工会へ補助金を交付する。	商工関係者と接点の多い、商工会職員に対しゲートキーパー研修を働きかける。商工会へ、相談窓口等のポスターの掲示を依頼する。	商工農林課	商工観光係	C
54	商工総務一般事業	中小企業の従業員等の専門知識や技能の習得を図る中小企業能力開発学院への補助を行う。	新入社員研修や新入社員フォローアップ研修を通じて、社会人1年目の社員の心のセルフケアや若年者の健康管理を図る。能力開発学院と連携し、研修会への参加を促す。	商工農林課	商工観光係	A
55	商工企画一般事業	さかき産学官連携研究会、坂城国際産業研究推進協議会、テクノさかき工業団地組合等の活動に対し支援する。	研究会等を通じて、各企業内での自殺対策に関する研修の実施や相談窓口の周知の依頼を働きかける。	商工農林課	商工観光係	A

【高齢者支援】

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
56	高齢者在宅生活支援事業	高齢者の通いの場を増やし、高齢者同士が交流を図り、自立意欲や介護予防に関する意識を高め、要介護状態への進行防止を支援する。	高齢者が生きがいを持って参加できる活動拠点の場を増やし、介護予防を図り、生き生きとした自分らしい生活が送れるよう支援することで自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	地域包括支援センター	A
57	在宅介護支援センター運営事業	地域の高齢者に対し、老人福祉に関する情報提供や生活相談、訪問による健康チェックや介護予防指導を実施する。	個別相談や訪問により生活環境を把握するなかで、早期に対象者を発見できることから、必要とする高齢者に適切な支援をすることにより自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	地域包括支援センター	A

基本施策6. 住民一人一人の健康づくりの支援

NO	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係	評価
58	がん検診	がんの早期発見を図るため検診を実施する。	がん検診結果で、がんの疑いがあるとされた人や精検でがんと診断された人の状況を判断し必要に応じて支援を行う。	福祉健康課	保健センター	B
59	一般健診	生活習慣病の予防・早期発見を図るため、39歳までと75歳以上を対象とした健康診査を実施する。	一般健診の間診票より精神疾患を抱えていたり、健診結果に異常があった場合は、結果報告会の個別面談にて様子を確認し、必要に応じて支援する。	福祉健康課	保健センター	A
60	国民健康保険事業	生活習慣病の予防・早期発見を図るため、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健診、保健指導を実施する。	特定健診の間診票より、精神疾患を抱えていたり、健診結果に異常があった場合は、結果報告会の個別面談にて様子を確認し、必要に応じて支援する。	福祉健康課	保健センター	A

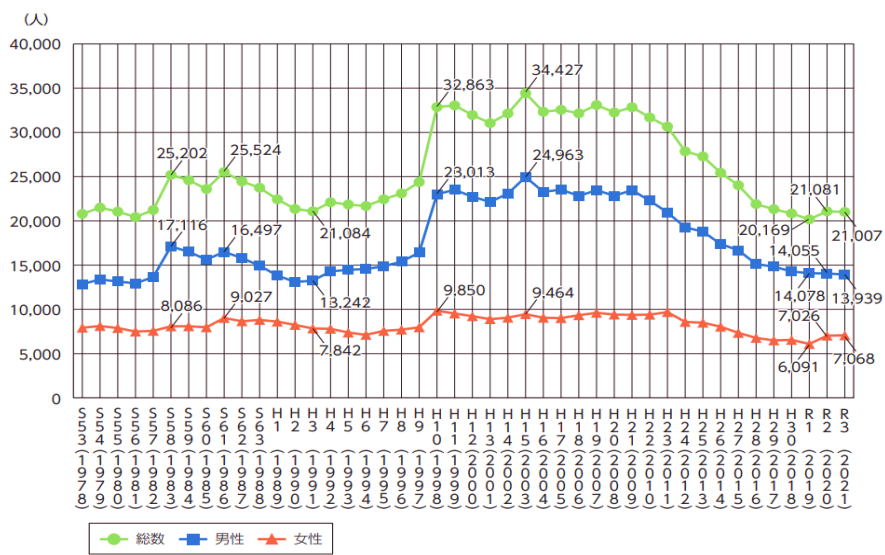
第2章 自殺をめぐる現状

1. 全国の現状

全国の自殺者数は、平成10年(1998年)に急増、3万人を超える状況が続いていました。平成18年(2006年)10月に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「社会の問題」として認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年(2021年)の総数は前年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。

表-1 【全国】 自殺者数の推移

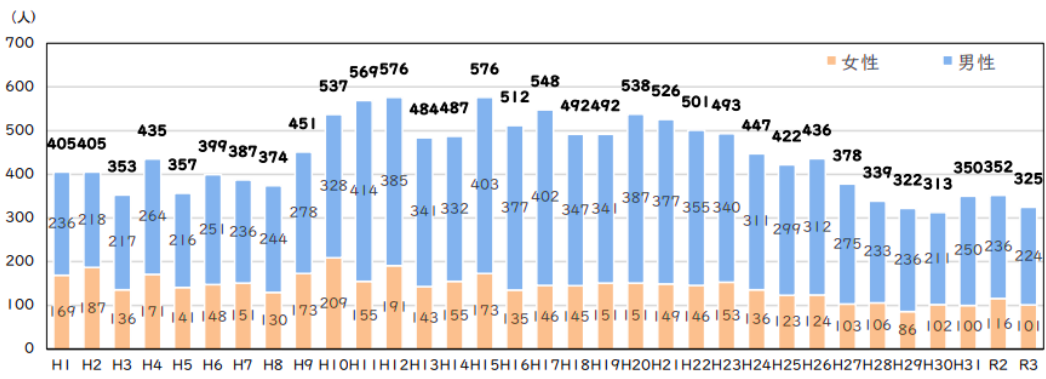


資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

2. 長野県の現状

長野県の自殺者数は平成20年(2008年)以降減少傾向にありましたが、令和に入ると増加傾向となりました。令和2年(2020年)には全国同様女性の増加がみられており、新型コロナウイルス感染症の流行や相次いだ著名人の自殺報道などが顕在化したことが考えられています。

表-2 【長野県】 自殺者数の推移

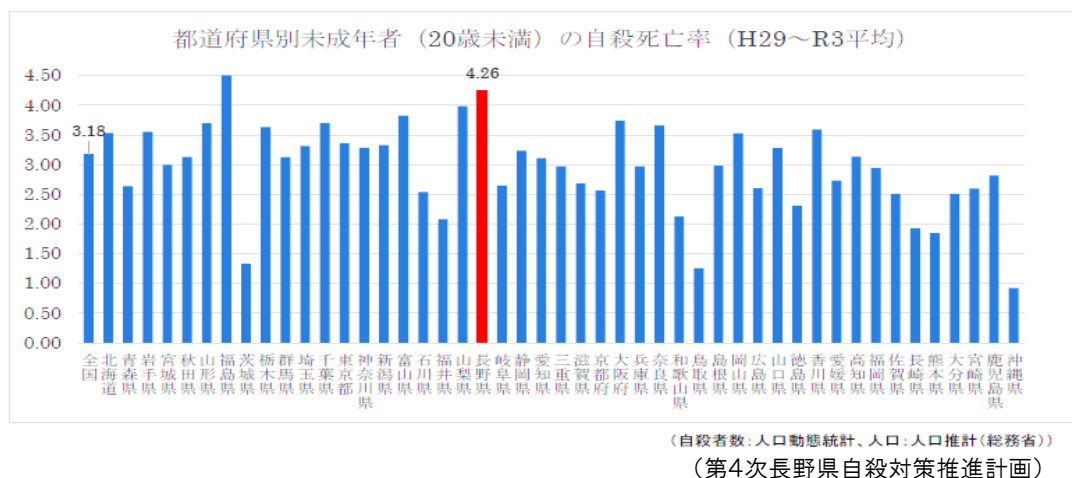


(厚生労働省「人口動態統計」)

(第4次長野県自殺対策推進計画)

長野県の未成年の自殺率については、長野県は人口10万対4.26と、福島県に次いで2位と高い水準にあります。

表-3 【全国・都道府県未成年者(20歳未満)の自殺死亡率(人口10万対)の比較



3. 坂城町の現状

住民アンケートの実施

調査方法	調査期間	調査対象	回答者(回収率)
郵送法 (封筒による密閉回収)	令和5年(2023年) 7月26日~8月25日	町内在住の18歳以上 (令和5年(2023年)4月1日 現在)のうち無作為抽出した 男女650名(外国人を除く)	386名 (回収率59.4%)

坂城町の現状について(アンケート集計結果および地域自殺実態プロファイル等統計結果から)

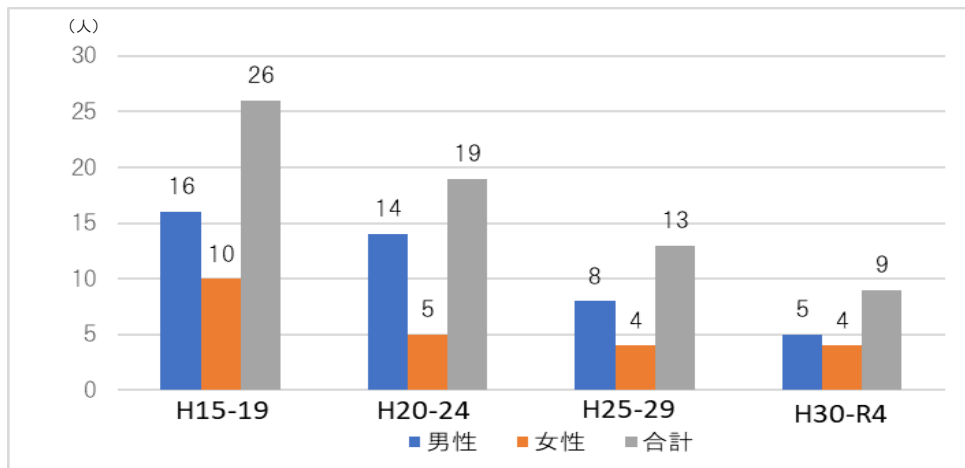
- (1)自殺者数は減少していますが、女性の自殺者数は横ばいの状況です。
男性は50代から70代の中高年世代、女性は40代の働きざかりの世代が多い傾向にあります。
- (2)自殺を考える人の多くは複数の要因が重なっています。
『家庭の問題』『病気など健康の問題』を悩みとして抱えている人が多いです。
- (3)自殺に対する理解は正しい認識が浸透していない状況です。また、相談機関について認知度が低い状況にあり、自殺対策事業への周知が必要です。
- (4)特に取り組むべき問題は、『様々な悩みに対応した相談窓口の設置』『児童・生徒への教育』が求められています。

(1) 自殺者数は減少傾向にあります。女性の自殺については横ばいの状況です。男性は50代から70代の中老年世代、女性は40代の働きざかりの世代が多い傾向にあります。

表-4より、自殺者数の推移を5年ごとみると、減少傾向にあることがわかります。特に男性については、平成25年(2013年)以降は10人以下の状況が続いています。一方女性は、平成20年(2008年)から24年(2012年)の5年間で平成15年(2003年)から19年(2007年)の5年間の半数になりましたが、以降は横ばいの状況が続いています。年代別にみると表-5から、男性は20代と60代と二極化して多い傾向がありますが、特に50代から70代がピークとなっています。

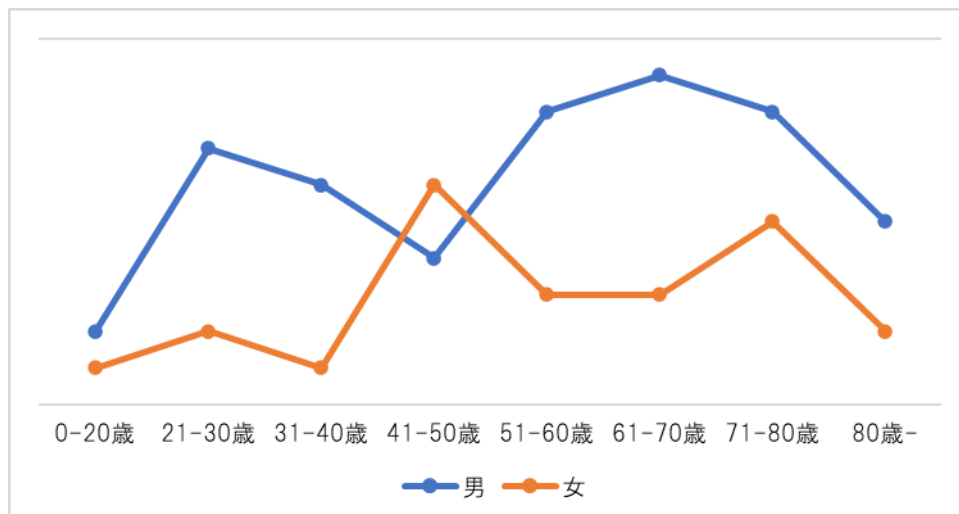
人口10万人対に対する自殺死亡率については、5年ごとの平均値を県と比較したところ、平成14年(2002年)から平成19年(2007年)については32.5%と県を大きく上回り、自死による死亡が多い状況にありました。そこから5年ごとの推移をみていくと、県同様に町の死亡率も減少していき、平成29年(2019年)から令和3年(2021年)の平均値については9.3%と、長野県の平均値を下回り著しく減少していることがわかりました。

表-4 坂城町の自殺者数(5年ごと)



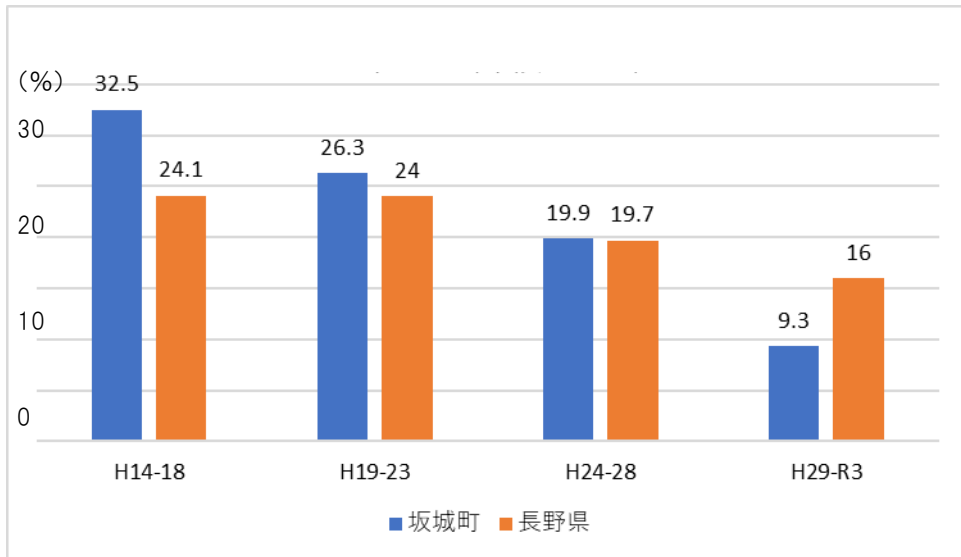
(坂城町死亡統計)

表-5 年代別(H14~R4の統計より)



※数値は非公表のため、傾向を示しているグラフです(坂城町死亡統計)

表-6 5年ごと自殺死亡率



(R4地域実態プロフィール)

(2) 自殺を考える人は複数の要因が重なっています。『家庭の問題』『病気など健康の問題』を悩みとして抱えている人が多いです。

国の自殺実態プロフィールによると、平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の5年間で対策が優先されるべき対象群は、以下の5区分です。

地域の主な自殺者の特徴平成29年(2017年)～令和3年(2021年)合計〔公表可能〕＜特別集計(自殺日・住居地)＞

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率*(10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:女性 40～59歳無職同居	2人	28.6%	73.2	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	2人	28.6%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	1人	14.3%	95.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性 20～39歳有職同居	1人	14.3%	24.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職同居	1人	14.3%	15.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

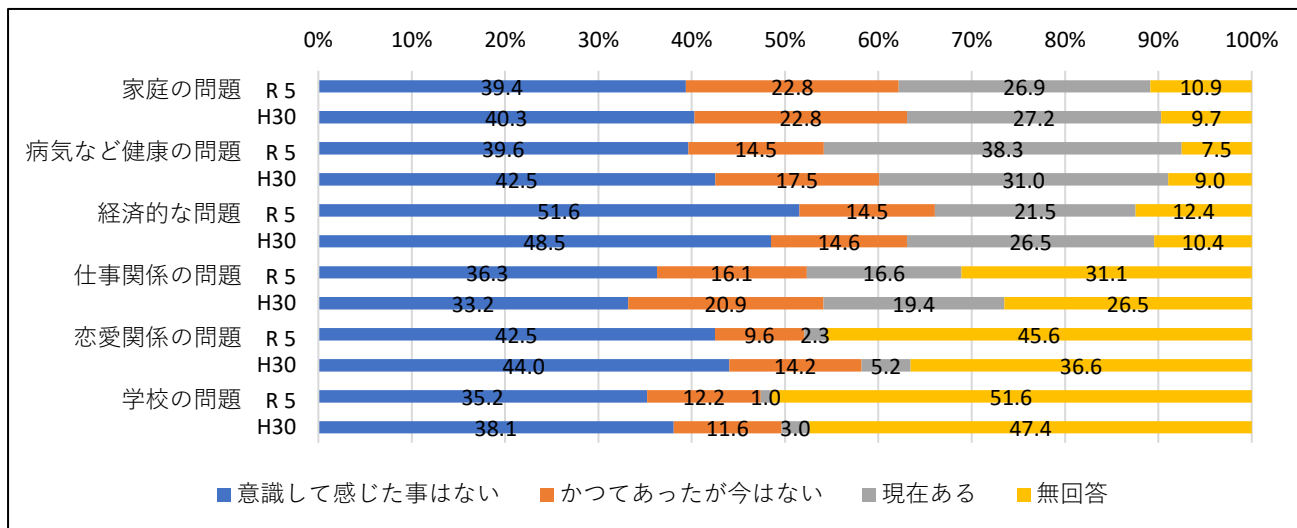
・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年(2020年)国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCP(厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター)にて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。
(いのちを支える自殺対策推進センター 自殺実態プロフィール)

日頃感じる悩みについては、平成30年(2018年)と令和5年(2023年)の調査では大きく変化はありませんでした。内容について多いのは「家庭の問題」や「病気など健康の問題」に悩みがある人が多い状況でした。

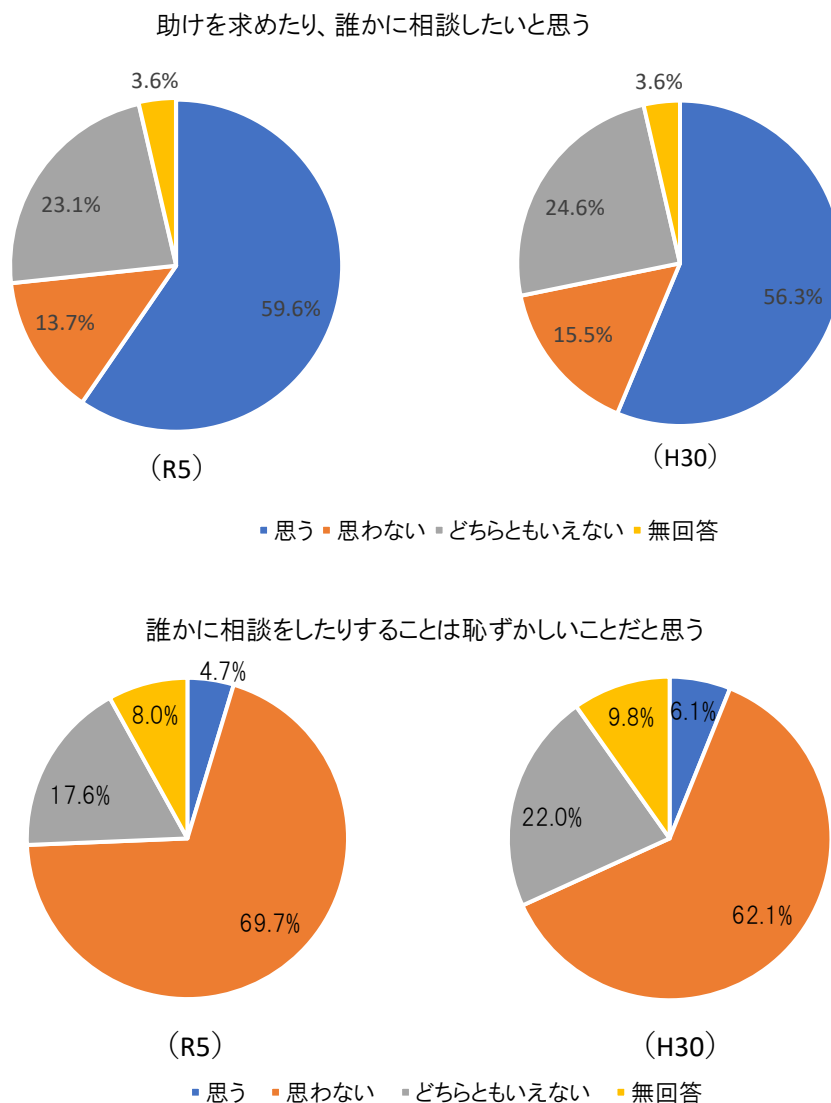
表-7 日頃感じるストレスの内容について



悩みやストレスを感じた時に相談することについてどう思うか、という意識調査結果では、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」という問いに対して、平成30年(2018年)では「思う」と回答したのが56.3%、令和5年(2023年)では59.6%という結果でした。また、「誰かに相談することに対して恥ずかしいと思う」の問いについては、「思わない」と答えた人が平成30年(2018年)は62.1%、令和5年(2023年)は69.7%と、どちらも相談することについての抵抗感が少しずつ減少していること

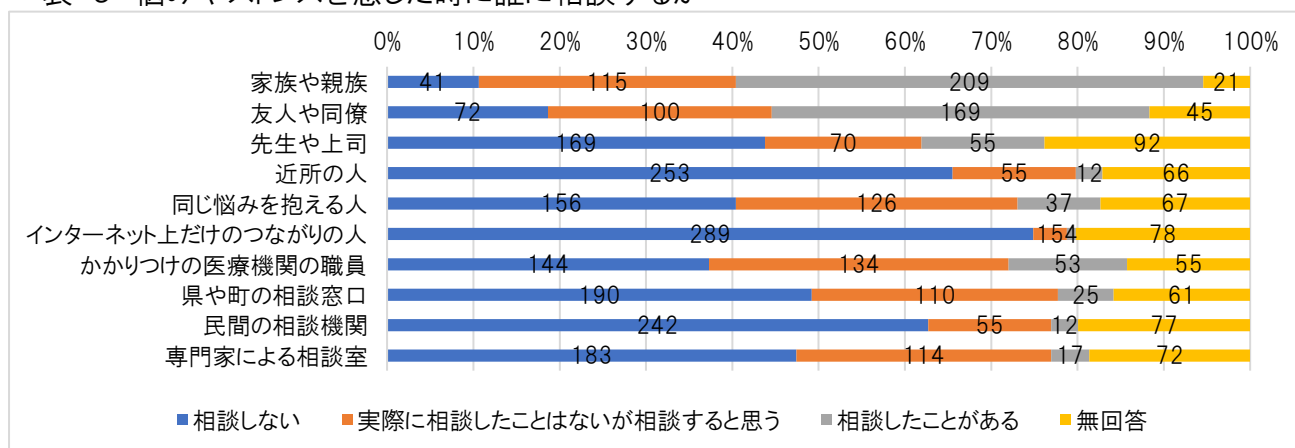
がわかりました。

表-8 悩みやストレスを感じた時に相談することについて



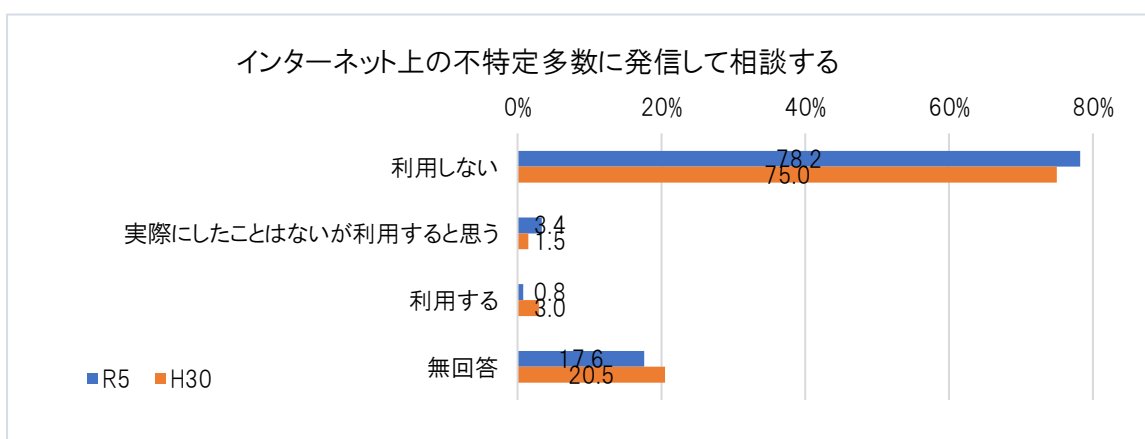
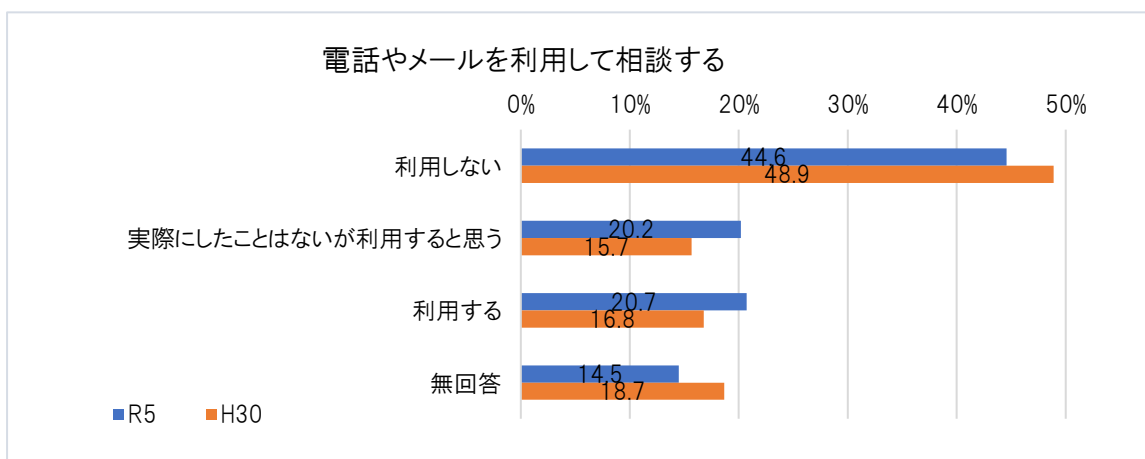
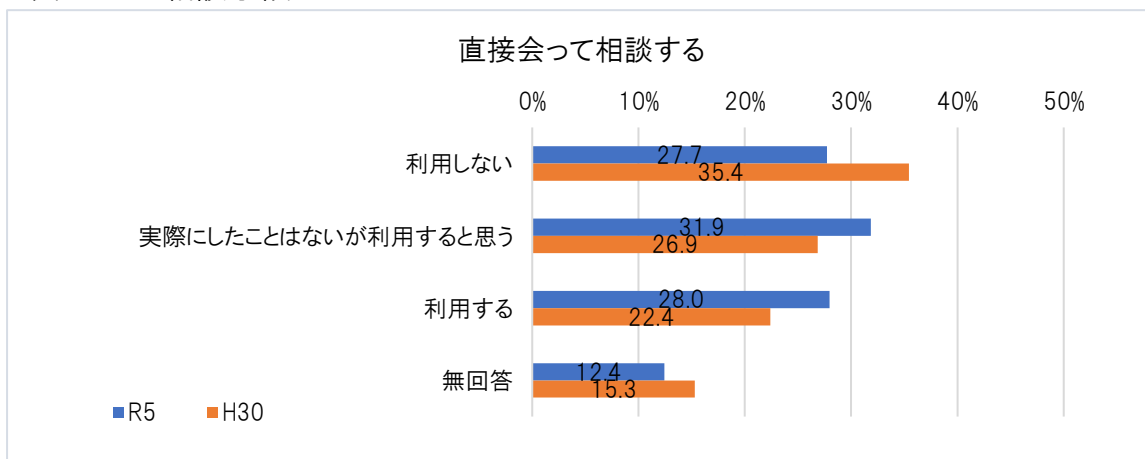
相談したいことがあった場合、相談をしたことがある人・相談すると思うと考える対象として最も多いのは平成30年(2018年)の調査と同じく、「家族や親族」、次いで「友人や同僚」でした。

表-9 悩みやストレスを感じた時に誰に相談するか



相談手段について、平成30年(2018年)と令和5年(2023年)で比較したところ、「直接会って相談する」や「電話やメールを利用して相談する」方法については、家族や身近な人への相談以外に相談機関も含めての利用をすると回答した人が増加しました。

表-10 相談手段について



(3) 自殺に対する理解は正しい認識が浸透していない状況です。また相談機関について認知度も低い状況にあり、自殺対策事業への周知が必要です。

平成30年(2018年)と令和5年(2023年)の調査結果を比較すると、自殺対策事業についての全体の認知度は上昇しています。特に、「内容を知っている」「内容までは知らないが聞いたことがある」と回答した人が50%を超えたのは『町の心の健康相談』『県の心の相談統一ダイヤル』『長野いのちの電話』でした。身近な人の相談先として活躍を期待される『ゲートキーパー』について、認知度はまだ3割に満たず、周知が必要です。また、自殺についての正しい理解に対する取組みが必要です。

表-11 自殺対策や予防に関する取組みの把握状況について

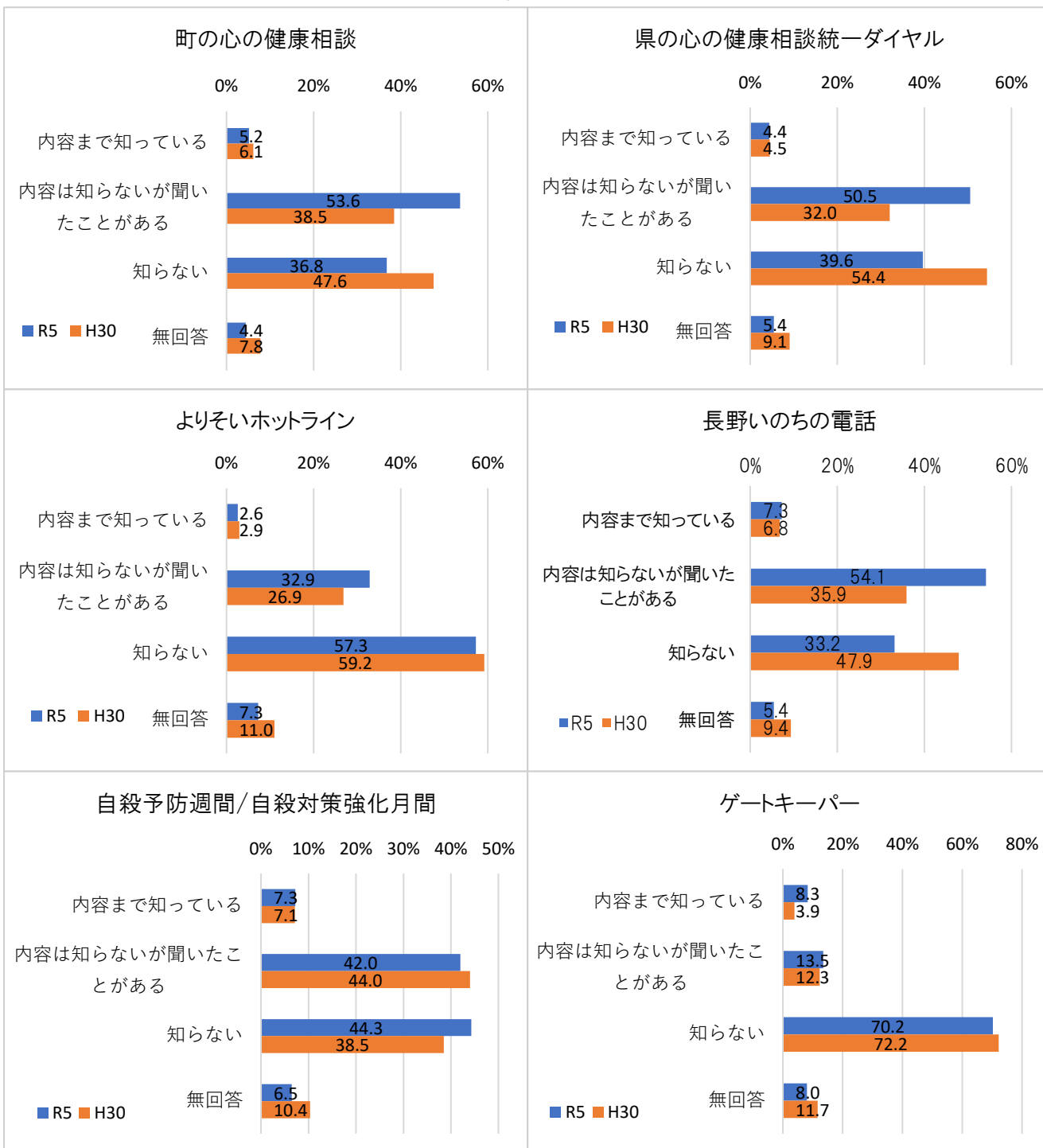


表-12 ゲートキーパー研修受講者数(令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))

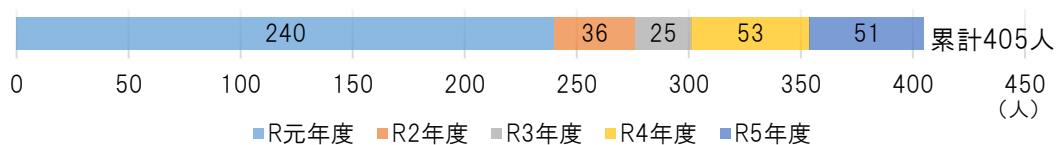
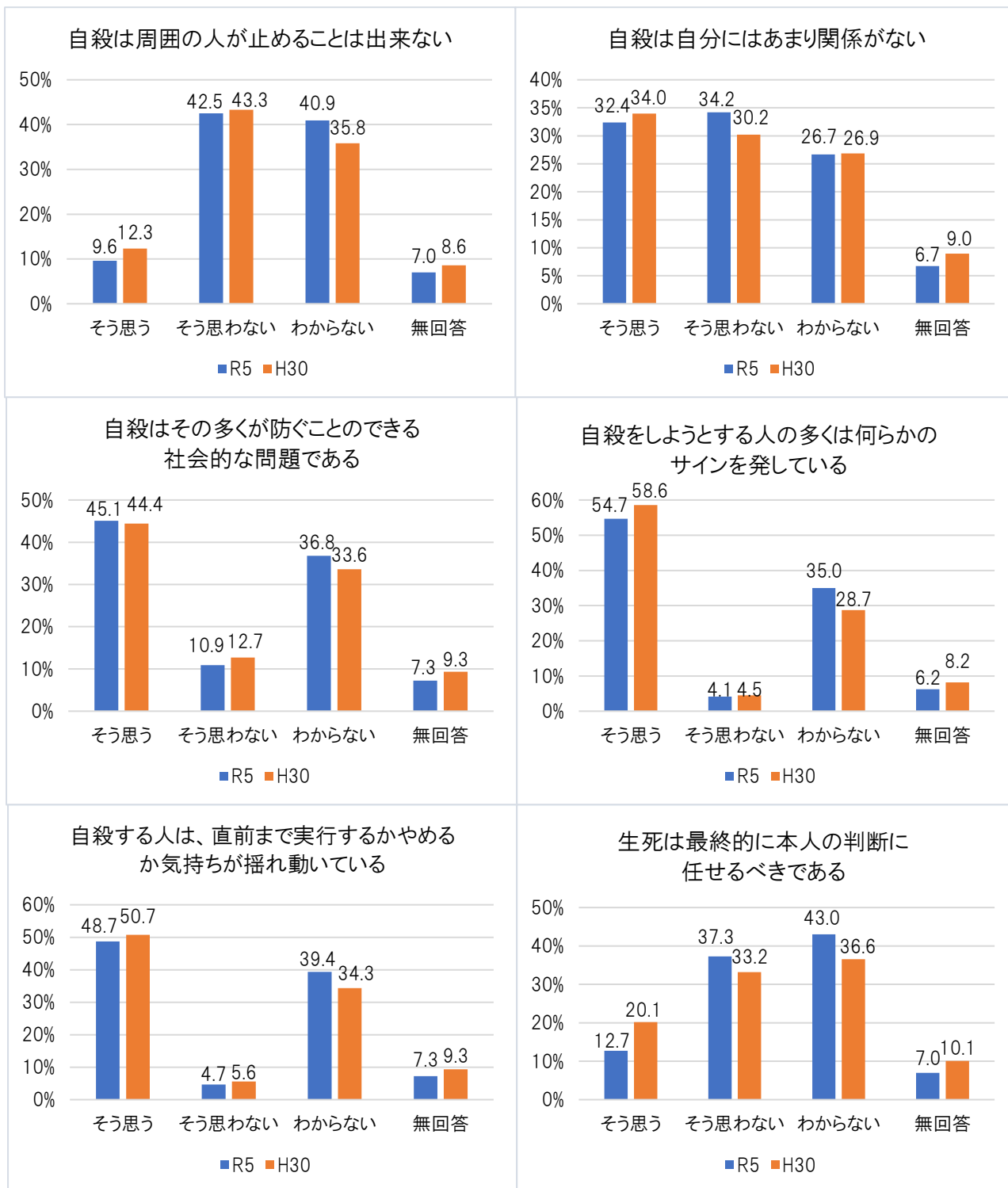


表-13 自殺に対する考え方

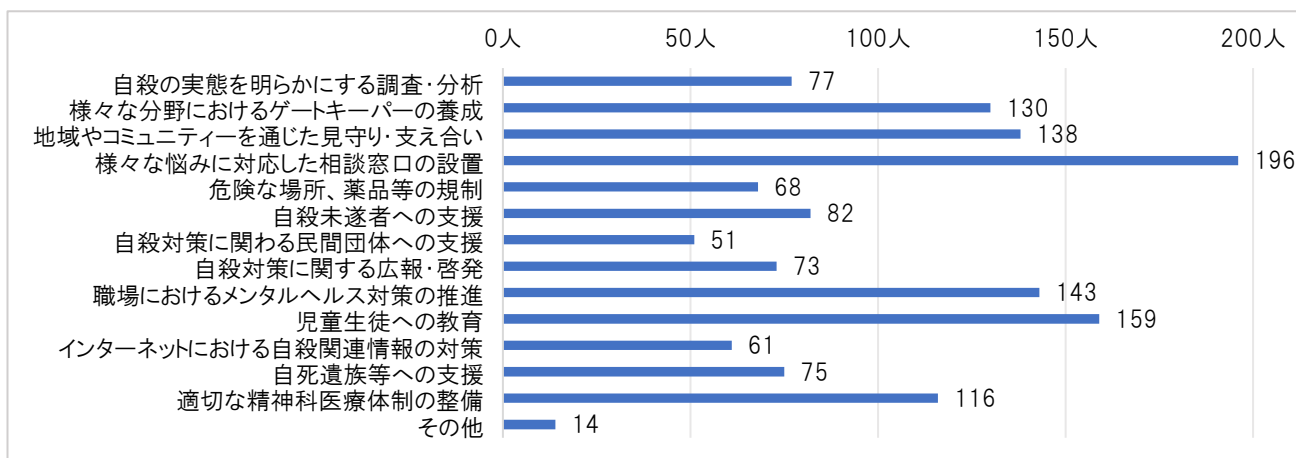


(4) 特に取り組むべき問題として『様々な悩みに対応した相談窓口の設置』『児童・生徒への教育』が求められています。

必要と感じる取組みについて最も回答数が多かったのは、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」でした。続いて、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」「地域やコミュニティーを通じた見守り・支え合い」も回答数が多い項目にあがり、悩みを打明けられる人や相談機関の存在の大切さや支え合いを重要と考えている人が多いことがわかりました。

次に多かったのは「児童生徒への教育」です。当町でもこれまで10代の自殺者はゼロではなく、子どもたちに対して困った時のSOSの出し方教育を進める必要があります。

表-14 自殺対策として今後必要と感じる取組みについて

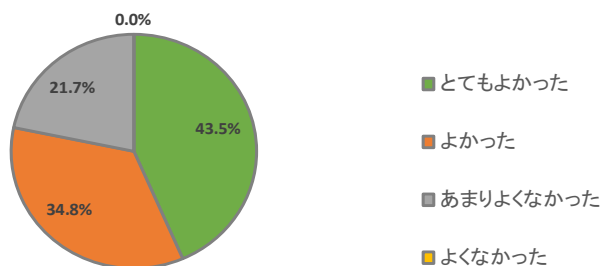


令和元年度(2019年度)から広域での自殺対策事業として、他市町村と合同で実施する総合相談会(こころ・法律・仕事のなんでも相談会)を千曲市と合同で年1回実施しています。町外での相談の場を設けることで相談のしやすい場所づくりとして活用いただき、令和5年度は全体の78.3%の方が相談に来て「とてもよかった」「よかった」と回答し、満足度の高い事業となっています。

千曲坂城地域総合相談会の相談の延べ件数

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
34件	14件	22件	20件	29件	119件

表-15 令和5年度(2023年度)に実施した総合相談会の満足度

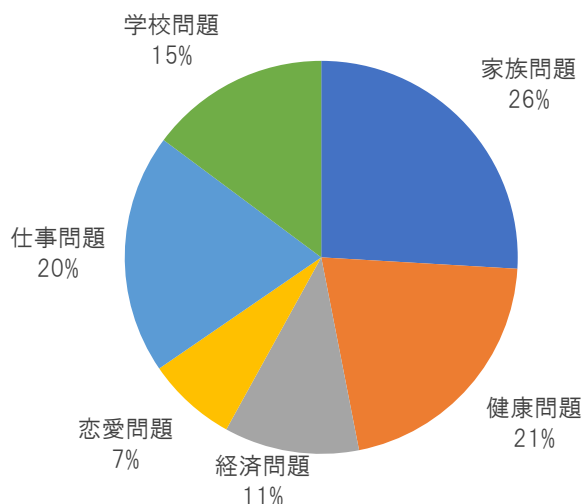


(令和5年度(2023年)千曲坂城地域総合相談会感想アンケート結果より)

自殺をしたいと考えたことがある人に対して、理由や原因の内容について調査したところ、仕事問題や学校問題といった社会生活による悩みによって自殺を考えたことがあると回答した人は、34.5%と約3割でした。

町では、教育委員会に教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置し、支援を要する児童・生徒の早期把握に努めています。学校と子育て支援センター、児童相談所等関係機関との情報共有の円滑化を進め、関係機関が情報を共有することで、切れ目のない支援に取り組んでいます。この連携により情報が途絶することなく、子どもたちの困り感への早期介入が図られていますが、一方で子どもたち自身もストレスの対処法や人間関係に困った時の相談先を知っておくなどの知識を持つことが必要です。

表-16 自殺をしたいと考えた理由や原因の内容

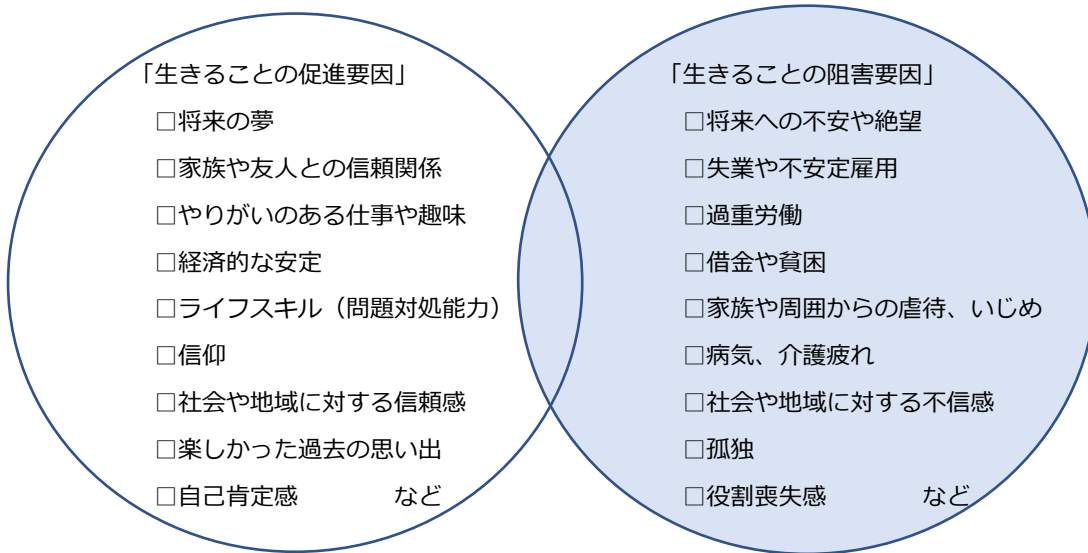


第3章 いのちを支える自殺対策における取り組み

自殺はその多くは追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進することが自殺総合対策大綱において示されています。

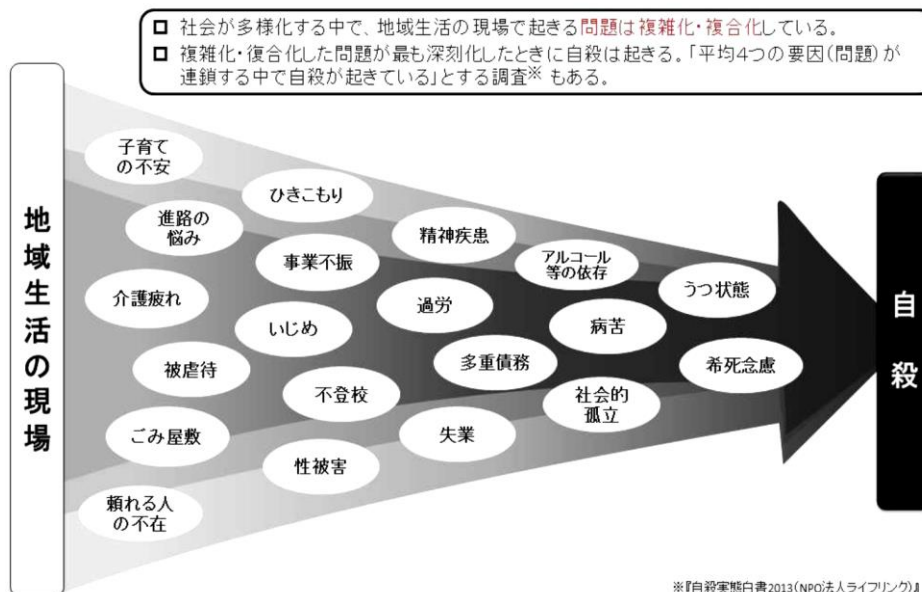
自殺は、いくつもの要因が重なることで自殺に追い込まれていくこと、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない、つながるあんしん坂城町」を目指します。

図-1 生きることの促進要因と生きることの阻害要因



※NPO 法人ライフリンクより引用

図-2 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』



1. 基本施策

基本施策1. 地域・役場内におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題など様々な要因が複雑に関係していることから、自殺対策においては、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

連携の効果を更に高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

- 庁内の連絡・連携の強化
- 地域との連携

基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成

「生きることの包括的な支援」に関わる幅広い支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施します。また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図ります。身近な人の変化に気づき、適切な対応を行い、関係機関へつなぐ役割を行う「ゲートキーパー」の周知に努め、ゲートキーパーの役割を担う人材を増やします。

- ゲートキーパー普及のための研修の開催
- 町民に対する研修の実施

基本施策3. 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるという理解を促進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。

また、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、関係機関と連携し、自殺予防の普及啓発を図ります。

抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発により、早期休息、早期相談、早期受診を促進します。

- リーフレット等を活用した啓発
- 町民向けイベント等の機会を利用した啓発
- 各種メディア媒体の活用



2. 重点施策

重点施策1. 子ども・若者への支援

児童生徒が命の尊さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に係る教育、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを推進します。

家庭状況や学齢、学校や社会とのつながりなど、子ども・若者の置かれている状況はそれぞれ異なっており、幅広い支援が求められています。また、「生きることの促進要因」が少ない子ども・若者は、些細なできごとに対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、生きることの促進要因の増加を図ります。

- 若者・子ども支援
- 子育て支援

重点施策2. ライフスタイルによる生きることの促進要因の支援

自殺の要因となり得る事象は、家族関係の不和や子育て・介護等の家族問題、仕事の悩みや職場の人間関係等の勤務問題、心身の悩みや病気等の健康問題、失業・生活困窮等の経済問題など、多岐に渡ります。生きることを支えるためには、悩みを直接相談できる窓口や居場所づくりなど、ハイリスク層への支援等において取組みを充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組みを広く実践していきます。

- 障がい者支援
- 要支援者支援
- 生活困窮者支援
- 働き盛り支援
- 高齢者支援
- 自殺未遂者支援
- その他の支援

重点施策3. 住民一人ひとりの健康づくりの支援

健康問題は自殺の要因となる割合が高いことから、定期的な健診(検診)の受診を勧奨するとともに、健康教育・健康指導の場を通じた発症予防・早期発見・重症化予防に努めます。



3. 評価指標

自殺対策推進計画 ロジックモデル

分野アウトカム

最終アウトカム

《基本施策》

自殺予防を支える人材の育成

ゲートキーパーの役割を担う人がいる	
ゲートキーパー研修受講者数	530人
受講者数	

※第1次計画期間の受講者数から30%増加を目指します

自殺対策についての進捗確認

自殺関連施策が実施されている	
事業実施率	実施または 一部実施 80%
進捗状況確認シート	

《重点施策》

子どもへの支援

子どもが自殺に至らない	
20歳未満の自殺死亡数	0人
坂城町死亡統計	



自殺に追い込まれることのない 坂城町が実現している	
自殺による死亡者数 坂城町死亡統計	6人以下

住民一人ひとりの健康づくりの支援

健診・検診で自身の健康状態がわかる	
健診・検診受診率	特定健診 65%
健康推進事業まとめ	各がん検診 60%

第4章 自殺対策組織の関連施策

庁内外の組織が連携し、町全体で生きる支援を実施していきます

基本施策1. 地域・役場内におけるネットワークの強化

【庁内の連絡・連携の強化】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
徴税・介護 保険料の 徴収	滞納者に対する納税相談・納入督促	納税相談等で滞納者との折衝の際、状況の聞き取りで自殺リスクがある場合必要な支援へつなげる。	総務課	収納推進係
国民年金 事業	国民年金資格の取得、喪失事務や保険料の免除申請等の届出受付事務を行う。	保険料免除手続きや障害年金の請求、年金受給者の死亡手続きなど窓口での手続きにあたり、生活状況の把握に努め、支援が必要な場合は、支援先の情報提供や支援先へつなげる。	住民環境課	住民係
環境保全対策一般事業	良好な自然環境及び社会環境の保全のために、指導や相談対応等を行う。	相談対応の中には、孤独・孤立や認知症の疑い等、自殺リスクのある様々な問題が潜んでいる可能性があるため、必要に応じて支援機関につなげる。	住民環境課	環境保全係
塵芥処理 一般事業	一般廃棄物の収集運搬及び処理の業務委託や分別収集の徹底、資源物排出の利便性の向上を行う。	ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、自殺リスクのある様々な問題が潜んでいる可能性があるため、必要に応じて支援機関につなげる。	住民環境課	環境保全係
住宅管理 事業	町営住宅、改良住宅の維持管理経費及び町営住宅使用料等の賦課・徴収	町営住宅入居者に、相談窓口等を周知し、また住宅使用料滞納者へ納付勧奨等をする中で、当事者からの状況等の聞き取りを行い、必要に応じて支援につなげていく。	建設課	管理係
下水道事業	下水道の維持管理や下水道使用料、受益者負担金の賦課・徴収	滞納者は経済的な困難を抱えていることも少なくないことから、納付勧奨等をする中で当事者から状況等を聞き取り、必要に応じて支援につなげていく。	建設課	下水道係
保育園事業	保育園の運営を行う。	保育料の滞納者は、経済的な困難を抱えていることも少なくなく、納付勧奨等をする中で当事者からの状況等を聞き取り、必要に応じて支援機関につなげる。	教育文化課	子ども支援室

【地域との連携】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
まちづくり 推進事業	町内自治区の区長を行 政協力員とし、協働のま ちづくりの推進を図る。	区長は区民と関わるなかで、相談を受けた際 は必要に応じて関係機関へつなげていく。	企画政策課	まち創生 推進室
男女共同参 画推進事業	女性専門相談員による 相談対応を実施する。	女性専門相談員は相談日の際や、随時相談対 応を行う中で、必要に応じて関係機関へつな げていく。	企画政策課	人権・男女 共生係
人権同和 推進事業	人権擁護委員が人権尊 重のまちづくりを進め る。	人権擁護委員は相談日の際や、随時相談対応 を行う中で、必要に応じて関係機関へつなげ ていく。	企画政策課	人権・男女 共生係
非常備消防 事業	非常時に備えるとともに 消防団員に関わる活 動を実施する。	消防団員は夜間の見守りの際、心配なこと等 が生じたら関係機関に相談しつなげていく。	住民環境課	生活安全係
社会福祉 一般事業	民生委員により住民の 福祉の向上や潤いある 福祉政策を実施する。	民生委員は独居訪問時や担当地区の住民から 相談を受けた際は、必要に応じて関係機関へ つなげていく。	福祉健康課	福祉係
生活安定 支援事業	社会福祉協議会は住民 の日常生活における総 合的な相談対応を行う。	社会福祉協議会は、住民との関りの中で相談 対応を行い、必要に応じ関係機関へつなげ、 また町との連携を図り効果的な支援につなげ ていく。	福祉健康課	福祉係
介護相談 事業	介護相談員による相談 対応を実施する。	介護相談員は施設に入所している高齢者との 面談や家族の相談対応の中で必要に応じて関 係機関へつなげていく。	福祉健康課	保険係
包括的・継 続的ケアマ ネジメント	介護支援専門員は介護 認定を受けた高齢者が、 自立した生活が送れ、適 切なサービスが利用で きるように支援する。	介護支援専門員は、高齢者やその家族との関 わりのなかで、相談対応を行い必要に応じて 関係機関へつなげていく。	福祉健康課	地域包括支援 センター
保健補導員 会事業	保健補導員は、研修会、 健康教育・増進の普及を 行う。	保健補導員は活動のなかで、住民から相談を 受けた際は、必要に応じて関係機関へつなげ ていく。	福祉健康課	保健センター

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
農業委員会事業	農業委員会により、農業経営の合理化、農業従事者の地位向上のための事業を実施する。	農業委員は農業関係者との関わりの中で、相談を受けた際は必要に応じて関係機関へつなげていく。	商工農林課	農業振興係
公民館事業	公民館の運営及び分館活動の推進を図る。	分館役員は住民と関わりの中で相談を受けた際は、必要に応じて関係機関へつなげていく。	教育文化課	公民館
中小企業対策事業	中小企業の経営安定及び産業振興を図る。	商工会等との連携により、企業の経営状況を把握し、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチして、適切な支援先へとつなげる。	商工農林課	商工観光係
農業振興一般事業	農業関係団体や生産組織に対し農業の振興を図る。	農業関係団体との連携のより、農業者の経営状況を把握し、経営難に陥り自殺リスクの高まっている農業者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなぐ。	商工農林課	農業振興係

基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成

【ゲートキーパー普及のための研修の開催】

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
議員研修	議員研修の実施	議員に対し、議会報告会に合わせゲートキーパー研修を行う。	議会事務局	議会係
職員研修事業	職員研修の実施	職員に対し、必要な支援へつなぐために、こころの健康に関する研修やゲートキーパー研修を行う。	総務課	総務係
まちづくり推進事業	町内自治区の区長を行政協力員とし、協働のまちづくりの推進を図る。	区長に対し、区長会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	企画政策課	まち創生推進室
男女共同参画推進事業	女性専門相談員による相談対応を実施する。	女性専門相談員に対し、会議に合わせゲートキーパー研修を実施する。	企画政策課	人権・男女共生係
人権同和推進事業	人権擁護委員が人権尊重のまちづくりを進める。	法務局と連携し、人権擁護委員に対しゲートキーパー研修を行う。	企画政策課	人権・男女共生係
非常備消防事業	非常時に備えるとともに、消防団員に関わる活動を実施する。	消防団員に対し、幹事会に合わせゲートキーパー研修を行う。	住民環境課	生活安全係
社会福祉一般事業	民生委員により住民の福祉の向上や潤いある福祉政策を実施する。	民生委員に対し、民生委員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	福祉健康課	福祉係

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
生活安定支援事業	社会福祉協議会は住民の日常生活における総合的な相談対応を行う。	社会福祉協議会の職員にこころの健康に関する研修やゲートキーパー研修の受講を働きかける。	福祉健康課	福祉係
介護相談事業	介護相談員による相談対応を実施する。	施設に入所している高齢者との面談や家族からの相談を受ける介護相談員に対し、ゲートキーパー研修を行う。	福祉健康課	保険係
包括的・継続的ケアマネジメント事業	介護支援専門員は介護認定を受けた高齢者が、自立した生活が送れ、適切なサービスが利用できるように支援する。	町内外の介護支援専門員に対して、自殺対策に関する研修会等の受講を働きかける。	福祉健康課	地域包括支援センター
保健補導員会事業	保健補導員は、研修会、健康教育・増進の普及を行う。	保健補導員に対し、総会に合わせこころの健康に関する研修やゲートキーパー研修を実施する。	福祉健康課	保健センター
農業委員会事業	農業委員会は、農業経営の合理化、農業従事者の地位向上のための事業を実施する。	農業委員に対し、農業委員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	商工農林課	農業振興係
公民館事業	公民館の運営及び分館活動の推進を図る。	分館役員等に対し、役員会に合わせゲートキーパー研修を実施する。	教育文化課	公民館
【町民に対する研修の実施】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
長期総合計画や政策の推進	大学との連携事業計画	大学と協力し、講演会の開催や研修会等を実施する。	企画政策課	企画調整係
勤労者福祉対策事業	勤労者等の健康管理・文化活動・研修等各種事業を実施する。	様々な講座やセミナー等を通して、勤労者の心と体の調和を図るとともに、心の健康管理も併せて行えるよう職員のゲートキーパー研修を行う。	商工農林課	商工観光係

基本施策3. 住民一人ひとりの気づきと見守りを促す

【リーフレット等を活用した啓発】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
議会報告会の開催	議員活動の報告・説明をし、住民の皆さんのご意見等を直接聞く。	住民からの相談対応に役立ててもらおうよう、相談窓口等の周知及びチラシ等の配布を行う。	議会事務局	議会係
交通安全対策	季別交通安全運動・交通安全町民大会・園児、高齢者への交通安全啓発活動を実施する。	交通事故後は、様々な困難や問題に直面し自殺リスクが高まる可能性があることから、トラブル時の相談窓口等を周知する。	住民環境課	生活安全係
高速交通対策事業	坂城駅・テクノ坂城駅の業務を委託し管理、町内の巡回バスの運行、免許自主返納者や高齢者等交通弱者の利便性を図る。	不特定多数の人が利用する駅に、心の健康を守る相談窓口等のポスターやチラシを置き周知を図る。	建設課	都市・公園係
【町民向けイベント等の機会を利用した啓発】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
消費生活事業	消費者の会への活動補助や消費生活展の開催、特殊詐欺や悪質商法防止啓発を図る。	消費生活展において、消費生活でのトラブルに関する相談先等周知することで自殺リスクを減らす。	住民環境課	生活安全係
図書館事業	図書館の運営管理を行う。	自殺予防に関する情報提供を行う。ポスター掲示やパンフレット、冊子を置く。	教育文化課	図書館
【各種メディア媒体の活用】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
広報発行事業	「広報さかき」を毎月発行する。ホームページによる情報発信を行う。	毎年、9月に実施する自殺対策予防週間、3月に実施する自殺対策予防月間について、ポスター掲示、広報紙掲載、パンフレット設置等で自殺予防に関する情報発信を行う。また、町ホームページ等で電話やSNSなどで悩みを相談することのできる機関の周知に努める。	企画政策課	まち創生推進室

重点施策1. 子ども・若者への支援

【若者・こども支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
教育委員会 事務局一般 事業	教育コーディネーター、 教育・心理カウンセラー 等を配置する。	支援が必要な児童・生徒に対して、様々な関係機関と連携し取り組むことで自殺リスクを軽減させる。	教育文化課	学校教育係
就学の援助	小中学校で、経済的理由 により就学が困難と認められる児童の保護者を対象に学用品や給食費等の一部援助を行う。	就学援助対象者の家庭状況の把握に努め、自殺リスクの早期発見と早期対応、及び相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供を行う。	教育文化課	学校教育係
大峰教室 (適応指導 教室)等自 立支援事業	登校が困難な児童生徒が大峰教室への通室により安心して過ごしながら集団生活への適応を促し、学校生活に復帰できるように支援を行う。	教室に通う児童生徒に対し、SOS の出し方についての教育を実施する。	教育文化課	学校教育係
児童生徒 支援事業	教室で授業を受けることが困難な児童生徒などへ支援を行う。	児童生徒に対し、SOS の出し方についての教育を実施する。保護者に対し、子どもの SOS に気づくための学習の場を設ける。	教育文化課	学校教育係
青少年育成 事業	地域の子ども会のリーダー育成のための研修会や青少年健全育成交流大会等を開催する。	SOS の出し方や相談窓口等の周知を行う。	教育文化課	生涯学習係
【子育て支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
母子手帳交付及び面談	母子手帳を発行し、発行時には保健師の面談を行い、支援が必要な妊婦を判断する。	自殺リスクを視野に入れた面談を行い、妊婦や家族に問題があれば必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター
ハッピーベビー教室	妊婦及びその家族を対象に、産後うつや産後の子育てについて学習する。	特定妊婦やハイリスク妊婦には参加を促し、学習を深め子育て等の相談窓口の周知等を行い、自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	保健センター
乳児全戸家庭訪問	生後2か月の全乳児に対し家庭訪問を実施し、状態を把握する。	褥婦や乳児の問題を早期に発見し、必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
乳幼児健診	生後4か月児から3歳児までの健康診査や健康相談、妊婦、乳児への保健指導を行う。	生活状況や抱えている問題等を把握し、必要に応じて専門機関につなげ問題等の解決を図る。	福祉健康課	保健センター
子育て支援センター事業	相談事業や虐待予防のための連携、子育てに関する講座や教室を実施し、子どもの発達を総合的に把握し対応する。	子育てに関する講座で、産後のメンタルヘルスについて、相談支援機関についての講座を実施する。子育てに悩んだ時の相談場所についてポスターやチラシにより周知する。	教育文化課	子育て支援センター
子育て世代包括支援センター事業【新規】	子ども支援室、子育て支援センター、保健センターが連携し、妊娠・出産から育児まで切れ目のない母子・家庭支援を行う。	子育て支援センター・保健センターが相談窓口となり、出産前後の様々な相談を受け付け、包括的に支援が継続できるよう、連携会議の開催や相談窓口の周知をする。	教育文化課	子ども支援室
産後ケア事業【新規】	出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを目的に、宿泊型・訪問型・通所型を選択でき、助産師等専門職のケアを受けられる。	産後うつ発症予防のため、早期から母の精神的な支援、授乳方法などの育児手技についての支援を受けられるように、出産前から産後ケア事業について周知をする。	福祉健康課	保健センター

重点施策2. ライフスタイルによる生きることの促進要因の支援

【障がい者支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
地域生活支援事業	障害者総合支援法により、障がい者の地域生活を支援する。	相談支援専門員等に対しゲートキーパー研修の受講を働きかけ、相談対応に役立てる。障がい者やその家族に、SOSの出し方や支援先一覧等のチラシを配布する。	福祉健康課	福祉係
心身障がい者福祉事業	障がいのある人に技能習得や就労機会の提供、社会参加の促進を図るため、各種事業や団体を支援する。	支援団体の職員にゲートキーパー研修の受講を働きかけ、相談対応に役立てる。障がい者に対し、心の健康教育（SOSの出し方等）の実施を働きかける。	福祉健康課	福祉係

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
自立支援医療・精神保健福祉手帳交付	自立支援医療・精神保健福祉手帳の交付・更新・変更申請事務を行う。	新規の手帳等発行時には、保健師が本人や家族に手渡し状態を確認する。必要に応じてその後の支援の継続や専門機関につなげる等の対応を行う。	福祉健康課	保健センター
こころの健康相談	年5回精神科医師や精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施する。	専門医等が話を聞き相談に応じることにより、生きることの障害要因を減らし自殺リスクを減少させる。	福祉健康課	保健センター
こころのリハビリ教室	精神障がい者を対象に、月1回様々な内容の教室を実施する。	教室の内容に「SOSの出し方」についての学習会を入れていく。教室担当の保健師は、参加者のSOSを早期に気づき、必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター
社会復帰支援・相談支援	月1回地域活動支援センターの通所者を対象に、社会復帰・健康に関する相談を実施する。	地域活動支援センター職員にゲートキーパー研修の受講、通所者やその家族に「SOSの出し方」について学習会の実施を働きかける。通所者のSOSに早期に気づき、必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター
総合相談会【新規】	年1回他市町村と合同で、精神科医師、弁護士等多職種への専門相談ができる相談会を実施する。	広域での多職種による相談事業のため、地域では相談しにくい対象者にも利用しやすく、潜在的に悩みを抱える人を必要な支援に結びつける。	福祉健康課	保健センター
【要支援者支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
寝たきり老人等介護者交流事業	要介護者や重度障がい者を在宅で介護する者を対象に、介護者同士の交流やリフレッシュできる事業を企画し、精神的負担を軽減する。	支援者である介護者同士の交流やリフレッシュ事業を実施することで、自殺リスクを減らす。介護者へのSOSの出し方等の研修を実施する。	福祉健康課	地域包括支援センター
精神障がい者家族会	精神障がい者家族会の事務局として、家族相互に支え合い学び合う機会を提供する。	支援者である家族会にSOSの出し方教室等を実施する。また相談窓口を周知する。	福祉健康課	保健センター

【生活困窮者支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方を対象に、自立した生活をするための基礎能力の形成を計画的かつ一貫して行う。	生活困窮者は、経済的な困難を抱えているばかりではなく、そのほか複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる可能性がある。相談対応のなかで、必要であれば支援の継続や専門機関への紹介を行う。	福祉健康課	福祉係
【働き盛り支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
労政一般事業	企業における職場環境の改善、労務管理に関する支援、人材確保に関する事業などを関係機関と連携しながら実施する。	労政事務所等が開催するメンタルヘルス研修など自殺対策につながる研修への参加を働きかける。企業に、心の健康を守るための相談窓口等の周知をポスターの掲示等で依頼する。	商工農林課	商工観光係
商工振興一般事業	町内の活性化を図る町づくり事業として商工会へ補助金を交付する。	商工関係者と接点の多い、商工会職員に対しゲートキーパー研修を働きかける。商工会へ、相談窓口等のポスターの掲示を依頼する。	商工農林課	商工観光係
商工総務一般事業	中小企業の従業員等の専門知識や技能の習得を図る中小企業能力開発学院への補助を行う。	新入社員研修や新入社員フォローアップ研修を通じて、社会人1年目の社員の心のセルフケアや若年者の健康管理を図る。能力開発学院と連携し、研修会への参加を促す。	商工農林課	商工観光係
商工企画一般事業	さかき産学官連携研究会、坂城国際産業研究推進協議会、テクノさかき工業団地組合等の活動に対し支援する。	研究会等を通じて、各企業内での自殺対策に関する研修の実施や相談窓口の周知の依頼を働きかける。	商工農林課	商工観光係
【高齢者支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
高齢者在宅生活支援事業	高齢者の通いの場を増やし、高齢者同士が交流を図り、自立意欲や介護予防に関する意識を高め、要介護状態への進行防止を支援する。	高齢者が生きがいを持って参加できる活動拠点の場を増やし、介護予防を図り、生き生きとした自分らしい生活が送れるよう支援することで自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	地域包括支援センター

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
在宅介護支援センター運営事業	地域の高齢者に対し、老人福祉に関する情報提供や生活相談、訪問による健康チェックや介護予防指導を実施する。	個別相談や訪問により生活環境を把握するなかで、早期に対象者を発見できることから、必要とする高齢者に適切な支援をすることにより自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	地域包括支援センター
【自殺未遂者支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
高自殺リスク者への相談対応 【新規】	自殺未遂者または自傷他害行為の心配のある方については、適切な医療につながるよう医療機関等と連携を取る。	自殺未遂者については自殺リスクが高いといわれ、また自傷他害の恐れのある方についても医療の必要性の高いケースについては、病院や関係機関と連携し、自殺リスクを軽減する。	福祉健康課	保健センター
【その他の支援】				
事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
公園管理事業	安全に快適に公園を利用してもらうため、町内の公園の管理運営等を適正に実施する。	公園の維持管理の際に危険リスクがないか（落書きや動物の死骸等）巡視を行う。	建設課	都市・公園係

重点施策3. 住民一人ひとりの健康づくりの支援

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
がん検診	がんの早期発見を図るため検診を実施する。	がん検診結果で、がんの疑いがあるとされた人や精検でがんと診断された人の状況を判断し必要に応じて支援を行う。	福祉健康課	保健センター
一般健診	生活習慣病の予防・早期発見を図るため、39歳までと75歳以上を対象とした健康診査を実施する。	一般健診の問診票より精神疾患を抱えていたり、健診結果に異常があった場合は、結果報告会の個別面談にて様子を確認し、必要に応じて支援する。	福祉健康課	保健センター
国民健康保険事業	生活習慣病の予防・早期発見を図るため、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健診、保健指導を実施する。	特定健診の問診票より、精神疾患を抱えていたり、健診結果に異常があった場合は、結果報告会の個別面談にて様子を確認し、必要に応じて支援する。	福祉健康課	保健センター

第5章 参考資料

- 資料1. 『こころの健康に関する町民意識調査』アンケート内容… 32
- 資料2. 『こころの健康に関する町民意識調査』結果…………… 39
- 資料3. 自殺対策基本法……………44
- 資料4. 自殺総合対策大綱【概要】……………49
- 資料5. 坂城町自殺対策連絡協議会設置要綱……………51

第2期自殺対策推進計画策定に関する

『こころの健康に関する町民意識調査』ご協力をお願い

日頃から坂城町行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町では平成31年3月に『坂城町自殺対策推進計画』を策定し、計画に基づき自殺対策が「生きることの包括的な支援」として、関係機関及び団体と連携・協力しながら、誰もが必要な支援を受けることのできる体制を進めてまいりました。

今年度、現行の計画の改定を行うにあたり、『第2期坂城町自殺対策推進計画』が住民の皆様により身近な計画となるよう、策定にあたってアンケート調査をお願いすることとなりました。

この調査は、町の令和5年6月30日現在の住民基本台帳登録者で、18歳以上(令和5年4月1日現在)の方の中から無作為に抽出した650人を対象に実施しております。

お忙しいところ恐れ入りますが、調査の目的をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年7月 坂城町長 山村 弘

この調査でお答えいただいた内容は、個人情報かわからないよう統計的に処理しますので、個人の回答内容が特定されることはありません。また、回答内容は坂城町が厳重に管理し、調査の目的以外に使用することはありません。

〈ご記入いただく上でのお願い〉

- ・ この調査は、あなた(あて名の方)ご自身のお考えでご記入ください。
- ・ ご記入は、鉛筆またはボールペンでお願いします。
- ・ 回答は、特に説明のない限り、選択肢の中からあてはまる項目を選び、その番号を○で囲んでください。
- ・ 設問には、「○は1つ」「それぞれに○は1つ」「○はいくつでも」と書いてありますので、指示に従ってお答えください。
- ・ 回答が「その他」に当てはまる場合は、お手数ですが()内になるべく具体的にその内容をお書きください。
- ・ 一部の方だけにお答えいただく設問もあります。説明にしたがってお答えください。
- ・ 回答にあたり、ご不明な点などがありましたら、坂城町保健センターまでお問合せください。
- ・ ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、令和5年8月25日(金)までにご投函下さいますようお願いいたします。(切手は不要です)

調査主体：坂城町保健センター 〒389-0692 坂城町大字坂城 10050

電話：0268-75-6230 (直通)

ホームページ：<http://www.town.sakaki.nagano.jp/www/index.html>

問7 暮らしや生活に関するあなたの満足度を教えてください。(それぞれに○は1つ)

※該当しない項目は、回答をいただかなくても結構です。

		とても満足	満足	普通	不満	とても不満
a	仕事・学校生活	1	2	3	4	5
b	生活水準	1	2	3	4	5
c	治安・暮らしの安全	1	2	3	4	5
d	近隣の住環境	1	2	3	4	5
e	自身の生いたち	1	2	3	4	5
f	自分の心身の健康状態	1	2	3	4	5
g	家族との人間関係	1	2	3	4	5
h	友人との人間関係	1	2	3	4	5
i	近隣住民との人間関係	1	2	3	4	5

Ⅲ あなたの悩みやストレスについておたずねします。

問8 あなたは日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることはありませんか。(それぞれに○は1つ)

※該当しない項目は、回答をいただかなくても結構です。

		意識して 感じた事 はない	かつてあ ったが今 はない	現在ある
a	家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護、看病等)	1	2	3
b	病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)	1	2	3
c	経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業、収入の不足等)	1	2	3
d	仕事関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)	1	2	3
e	恋愛関係の問題(失恋、結婚を巡る悩み等)	1	2	3
f	学校の問題(いじめ、学業不振、教師との人間関係等)	1	2	3
g	その他(具体的に_____)	1	2	3

問9 あなたは日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。(それぞれに○は1つ)

		全くない	少しある	時々ある	よくある	いつもある
a	神経過敏だと感じることもある	1	2	3	4	5
b	絶望的だと感じることもある	1	2	3	4	5
c	そわそわ落ち着かなく感じることもある	1	2	3	4	5
d	気分が沈み、気が晴れないように感じることもある	1	2	3	4	5
e	何をするにも面倒だと感じることもある	1	2	3	4	5
f	自分は価値のない人間だと感じることもある	1	2	3	4	5

問 10 あなたの日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するための方法は何ですか。

(○はいくつでも)

1. 運動をする	2. 飲食をする	3. 睡眠をとる
4. 人に話を聞いてもらう	5. 趣味やレジャーをする	6. 我慢して時間が経つのを待つ
7. その他 (具体的に_____)		

IV 相談することについておたずねします。

問 11 あなたは悩みやストレスを感じた時、相談することについてどう思いますか。

(それぞれに○は1つ)

		思う	思わない	どちらともいえない
a	助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	1	2	3
b	誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	1	2	3

問 12 あなたは悩みやストレスを感じた時、誰に相談していますか。(それぞれに○は1つ)

		相談しない	実際に相談したことはないが相談すると思う	相談したことがある
a	家族や親族	1	2	3
b	友人や同僚	1	2	3
c	先生や上司	1	2	3
d	近所の人 (自治会の人、民生委員など)	1	2	3
e	同じ悩みを抱える人	1	2	3
f	インターネット上だけのつながりの人	1	2	3
g	かかりつけの医療機関の職員 (医師、看護師、薬剤師など)	1	2	3
h	県や町の相談窓口 (保健センター、役場など)	1	2	3
i	民間の相談機関 (有料のカウンセリングなど)	1	2	3
j	専門家 (法律、税務などの特別相談) による相談室	1	2	3
k	その他 (具体的に_____)	1	2	3

問 13 どのような方法で悩みやストレスを解消していますか。(それぞれに○は1つ)

		利用しない	実際にしたことはないが利用すると思う	利用する
a	直接会って相談する (訪問相談を含む)	1	2	3
b	電話やメール (LINE などを含む) を利用して相談する	1	2	3
c	ツイッターや掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に発信する	1	2	3
d	その他 (具体的に_____)	1	2	3

V 自殺についておたずねします。

問 14 あなたは自殺についてどう思いますか。(それぞれに○は1つ)

		そう思う	そう思わない	わからない
a	自殺は周囲の人が止めることは出来ない	1	2	3
b	自殺は自分にはあまり関係がない	1	2	3
c	自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	3
d	自殺をしようとする人の多くは何らかのサインを発している	1	2	3
e	自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	1	2	3
f	生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3

問 15 あなたの周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|---------------|---------|
| 1. 同居の家族・親族 | 2. 同居以外の家族・親族 | 3. 友人 |
| 4. 恋人 | 5. 学校・職場関係者 | 6. 近所の人 |
| 7. 知人 | 8. その他 | 9. いない |

問 16 もし身近な人から「死にたい」と打ちあけられたとき、あなたはどのように対応しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 相談に乗らない、もしくは話題を変える | 2. 「頑張って」と励ます |
| 3. 「死んではいけない」と説得する | 4. 「バカなことを考えるな」と叱る |
| 5. 耳を傾けてじっくりと話を聞く | 6. 医療機関にかかるように勧める |
| 7. 解決策を一緒に考える | 8. 一緒に相談機関を探す |
| 9. その他 (_____) | |
| 10. 何もしない | |

VI 自殺対策や予防等についておたずねします。

問 17 平成 28 年において、全国の自殺者数は約 2 万 2000 人であり、毎年多くの方が自殺で亡くなっているということをあなたは知っていましたか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問 18 あなたはこれまでに自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------------------|-------------|------------|
| 1. ポスター | 2. パンフレット | 3. 広報誌 |
| 4. 電光掲示板 | 5. のぼり・パネル | 6. インターネット |
| 7. ティッシュ・ボールペン等のキャンペーングッズ | 8. 横断幕 | |
| 9. その他 (_____) | 10. 見たことはない | |

問19 あなたは、自殺対策や予防に関する以下の事柄について知っていましたか。(それぞれに○は1つ)

		内容まで知っている	内容は知らないが聞いたことはある	知らない
a	町のこころの健康相談	1	2	3
b	県のこころの健康相談統一ダイヤル	1	2	3
c	よりそいホットライン	1	2	3
d	長野いのちの電話	1	2	3
e	精神保健相談 (県保健福祉事務所)	1	2	3
f	自殺予防週間／自殺対策強化月間	1	2	3
g	ゲートキーパー (自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人)	1	2	3

問20 今後求められる自殺対策として、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1. 自殺の実態を明らかにする調査・分析	2. 様々な分野におけるゲートキーパーの養成
3. 地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い	
4. 様々な悩みに対応した相談窓口の設置	5. 危険な場所、薬品等の規制
6. 自殺未遂者への支援	7. 自殺対策に関わる民間団体への支援
8. 自殺対策に関する広報・啓発	9. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
10. 児童生徒への教育	11. インターネットにおける自殺関連情報の対策
12. 自死遺族等への支援	13. 適切な精神科医療体制の整備
14. その他 (_____)	

VII 本気で自殺を考えたことがあるかどうかについておたずねします。

問21 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。(○は1つ)

1. これまで本気で自殺をしたいと考えたことはない	→これで質問は終わりです。 ご協力ありがとうございました。
2. この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある	} 下記の注意書きを 読んでください。
3. ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある	
4. 5～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	
5. 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある	

次からの設問(問22～24)は、本気で自殺をしたいと考えたことがある(問21で2～5のいずれかに○をつけた)方に対しておたずねします。

回答は強制ではないので、負担を感じる方は回答していただくなくても構いません。

ご協力いただける方は、回答をお願いします。

問 22 自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。(○はいくつでも)

- 【家族問題】 1-1. 家族関係の不和 1-2. 子育て 1-3. 家族の介護・看病
1-4. その他
- 【健康問題】 2-1. 自分の病気の悩み 2-2. 身体の悩み 2-3. 心の悩み 2-4. その他
- 【経済問題】 3-1. 倒産 3-2. 事業不振 3-3. 借金 3-4. 失業
3-5. 収入の不足 3-6. その他
- 【仕事問題】 4-1. 転勤 4-2. 仕事の不振 4-3. 職場の人間関係 4-4. 長時間労働
4-5. その他
- 【恋愛問題】 5-1. 失恋 5-2. 結婚を巡る悩み 5-3. その他
- 【学校問題】 6-1. いじめ 6-2. 学業不振 6-3. クラスでの人間関係
6-4. 教師との人間関係 6-4. その他
- 【その他】 7-1. その他(具体的に_____)

問 23 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 人に相談して思いとどまった 2. 家族や大切な人のことが頭に浮かんだ
3. 解決策が見つかった 4. 時間の経過とともに忘れさせてくれた
5. 自殺を試みたが死にきれなかった 6. まだ「思いとどまった」とはいえない
7. その他(具体的に_____)

問 24 自殺をしたいと思った時、誰かに相談しましたか。(○はいくつでも)

1. 同居している家族・親族 2. 同居以外の家族・親族 3. 友人
4. 恋人 5. 学校・職場関係者 6. 近所の人
7. 知人 8. 相談機関の職員(町役場、保健センター、医療機関等)
9. その他(具体的に_____)

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。



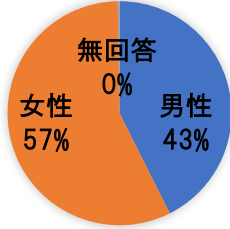
記入済みの調査票を同封の返信用封筒に入れて

令和5年8月25日(金)までに郵便ポストに投函してください(切手不要)。

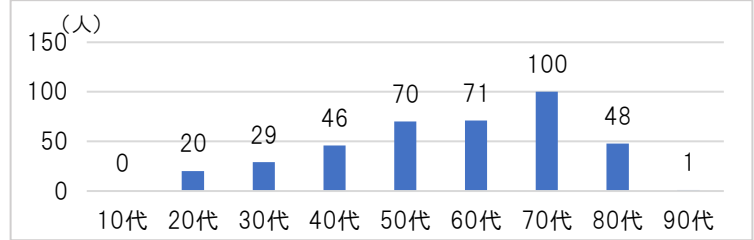
資料2 『こころの健康に関する町民意識調査』結果（回答数386名）

I あなたご自身のことについて

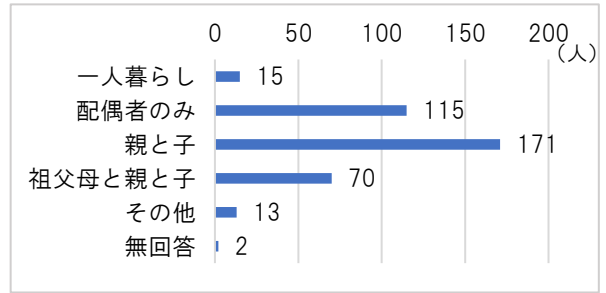
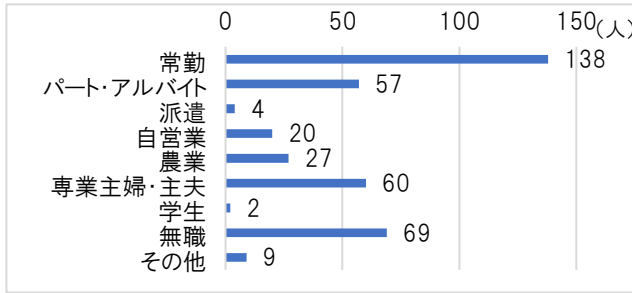
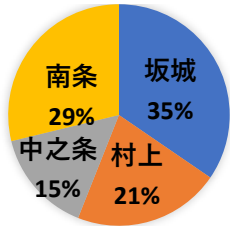
問1 性別



問2 年齢(10歳刻み)

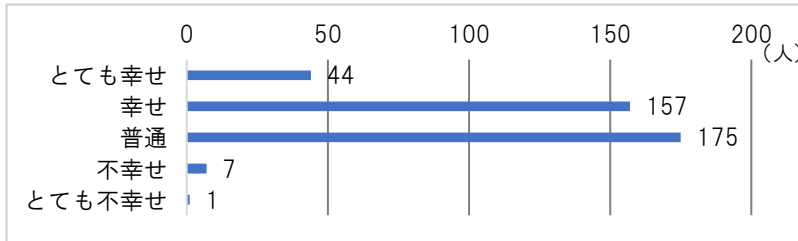


問3 居住地区

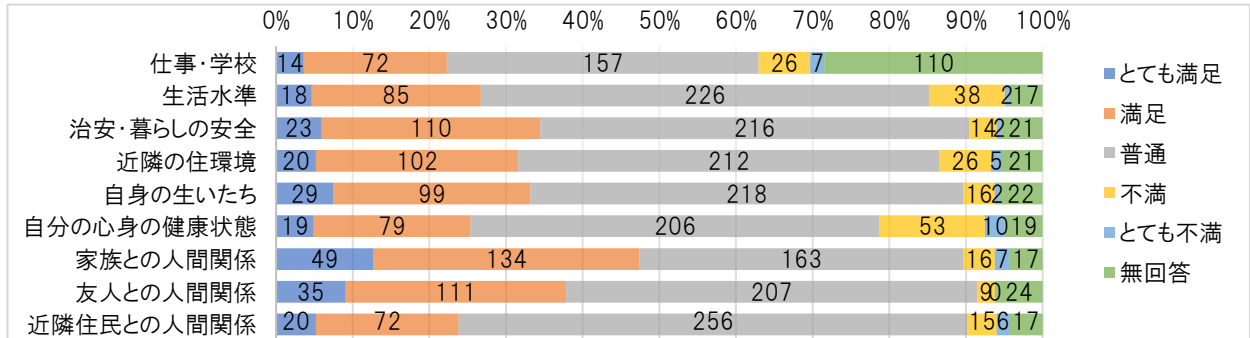


II あなたの気持ちについて

問6 幸せ度

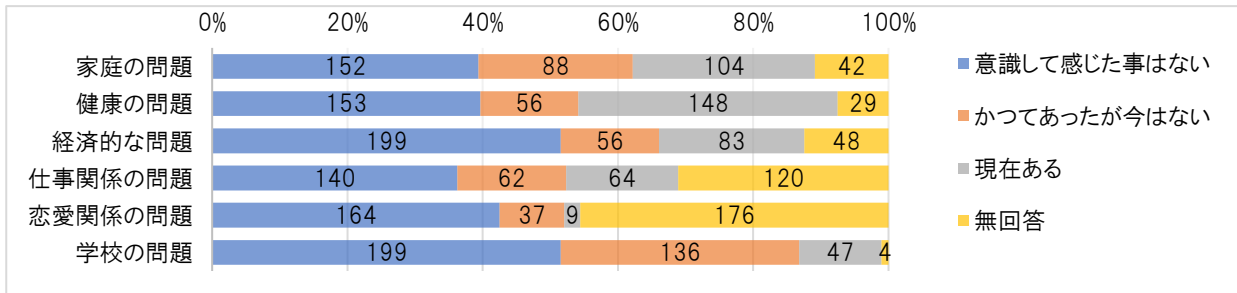


問7 暮らしや生活の満足度

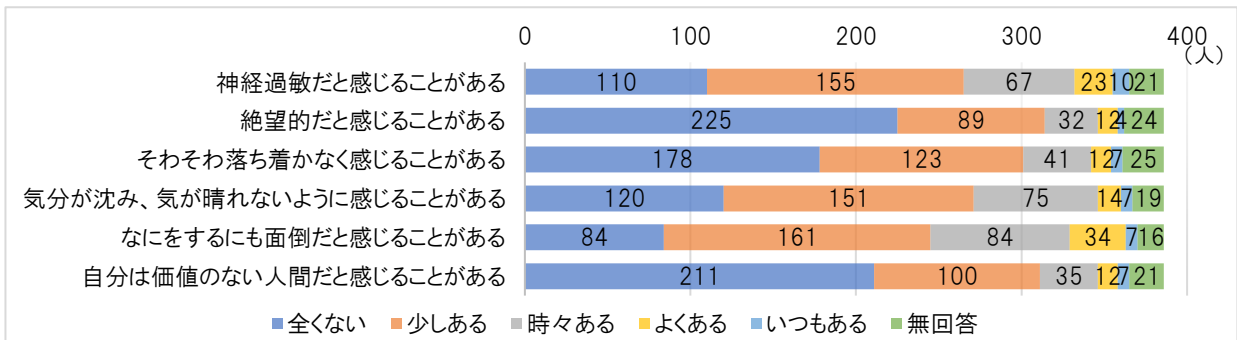


Ⅲ 悩みやストレスについて

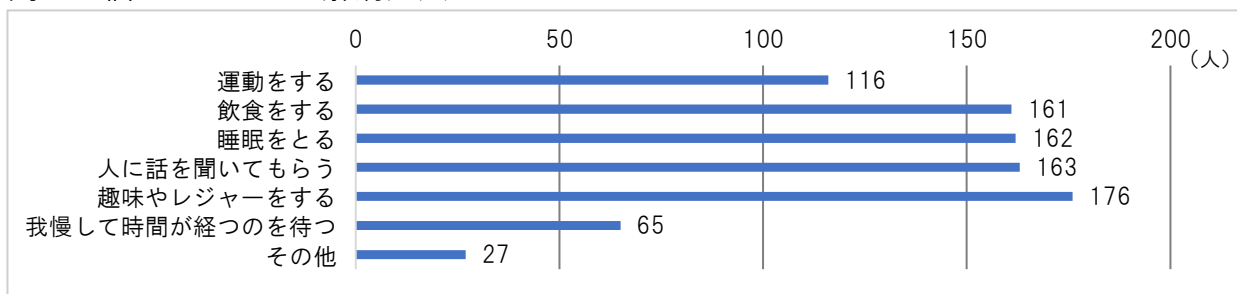
問8 日頃感じる悩みやストレス



問9 日々の生活で感じること

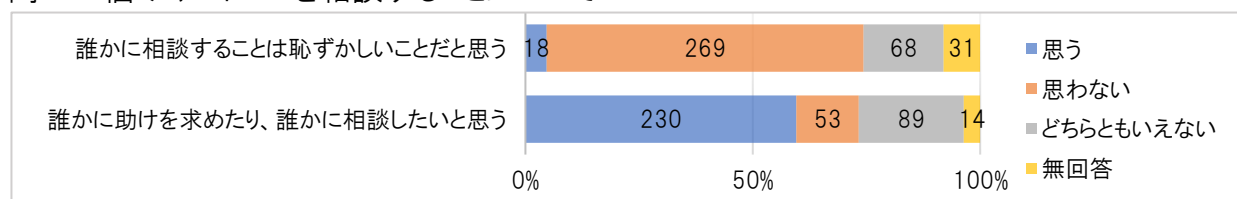


問10 悩みやストレスの解消方法

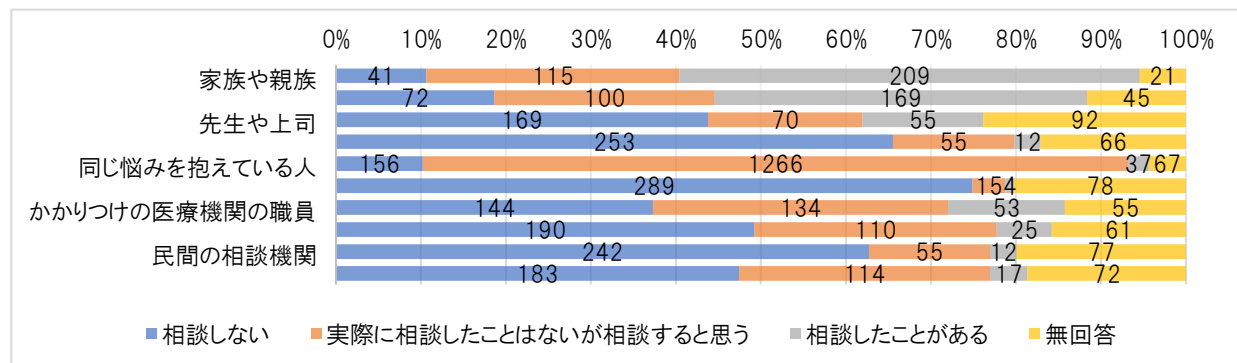


Ⅳ 相談することについて

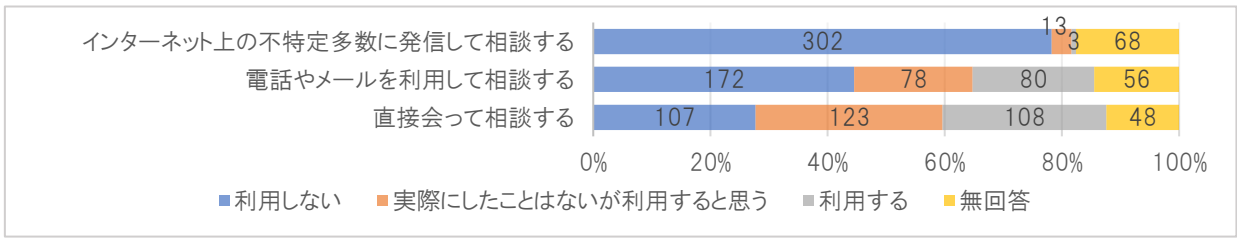
問11 悩みやストレスを相談することについて



問12 悩みやストレスの相談先

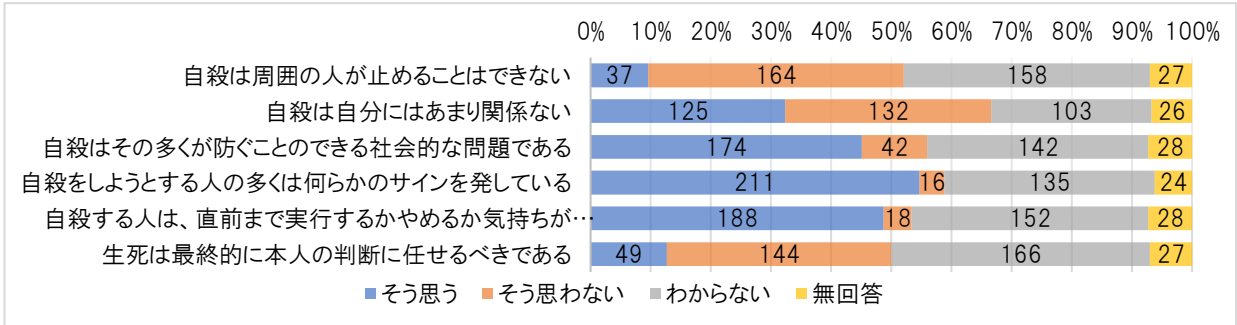


問13 相談手段

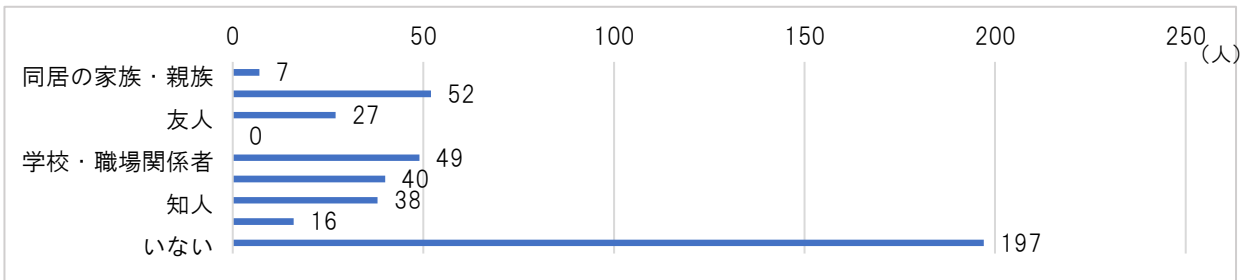


V 自殺について【認知度】

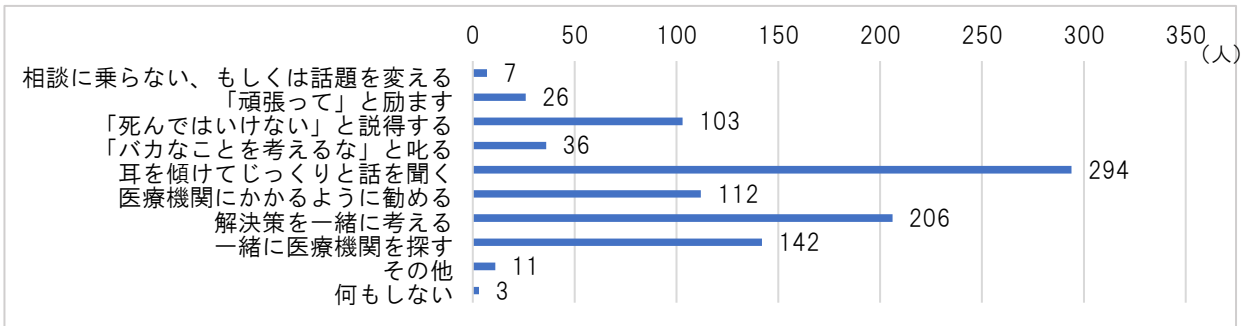
問14 自殺についての考え方



問15 身近な自殺者の有無(複数回答)

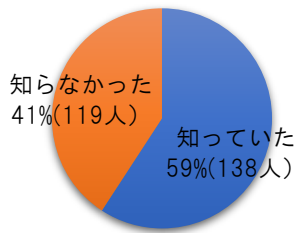


問16 「死にたい」と打ち明けられた時の対象方法(複数回答)

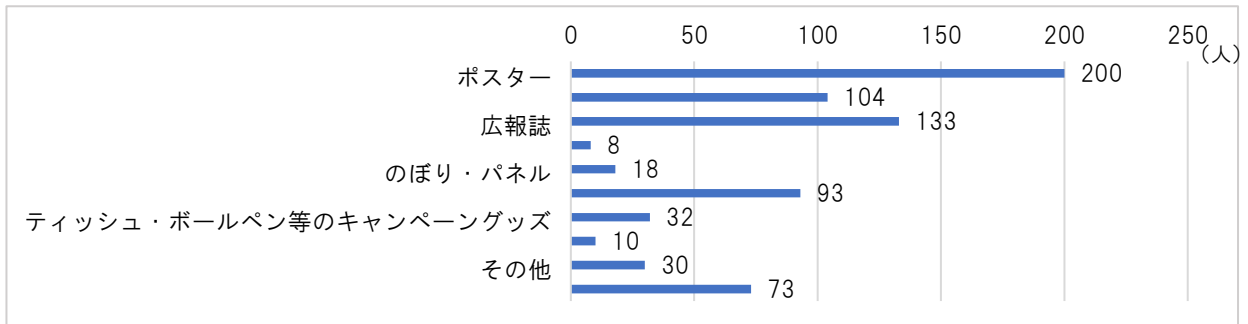


VI 自殺対策や予防等について【認知度】

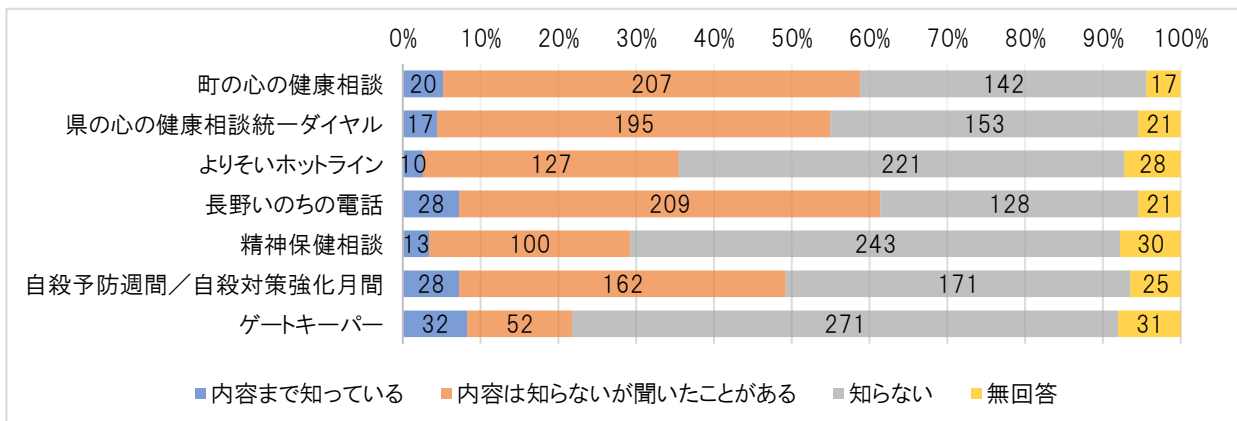
問17 平成28年(自殺対策基本法改正の年)の全国自殺者数が約2万2000人であり、多くの人が自殺で亡くなっていることを知っているか。



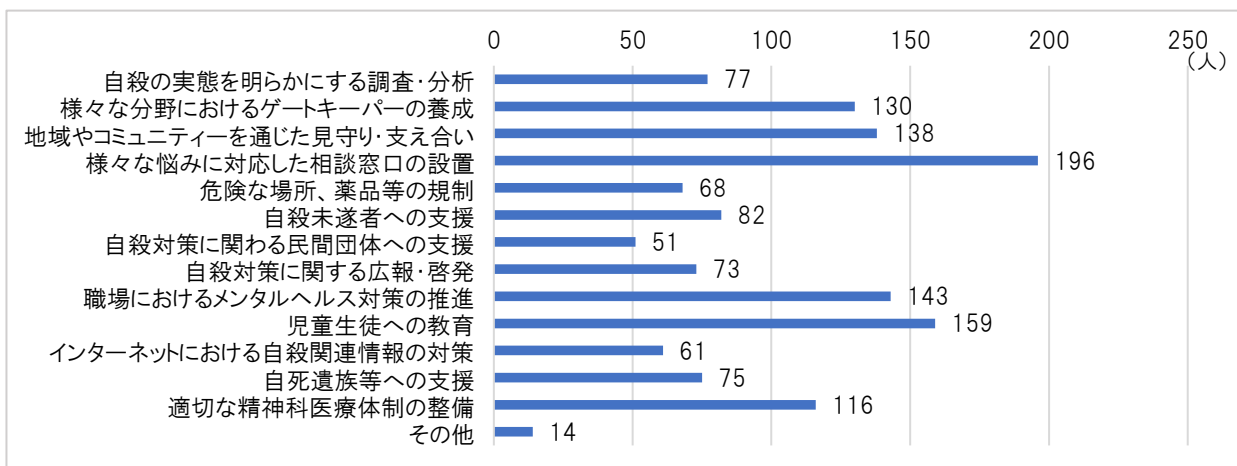
問18 これまでに見たことがある自殺対策に関する啓発物(複数回答)



問19 自殺対策や予防に関する取り組みについて【認知度】

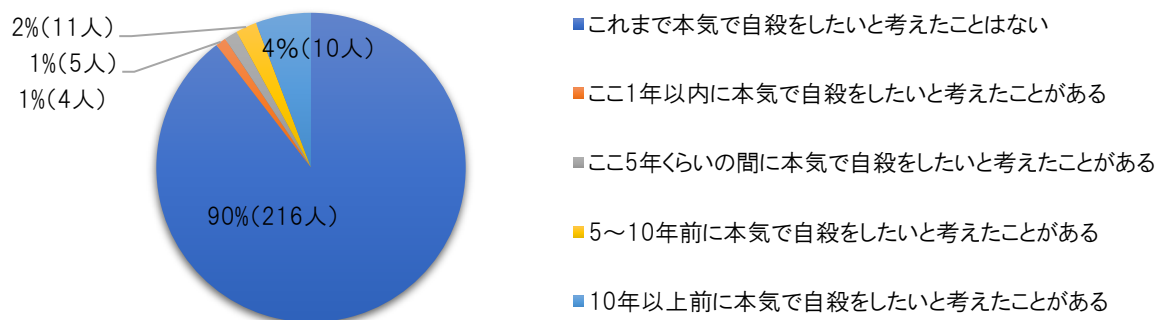


問20 自殺対策として今後必要と感じる取り組み(複数回答)

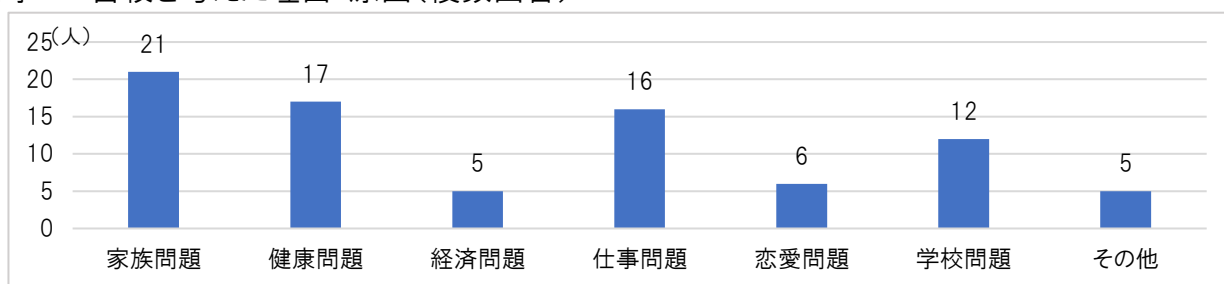


VII 本気で自殺を考えたことがある人について

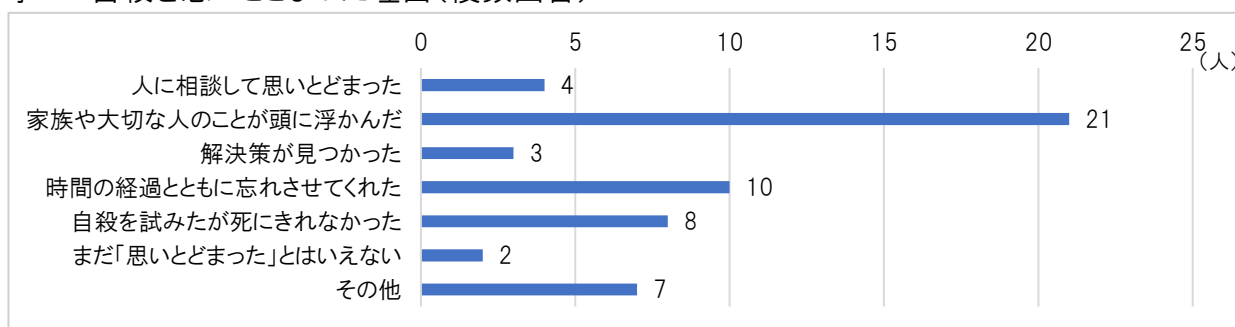
問21 本気で自殺を考えたことがあるか



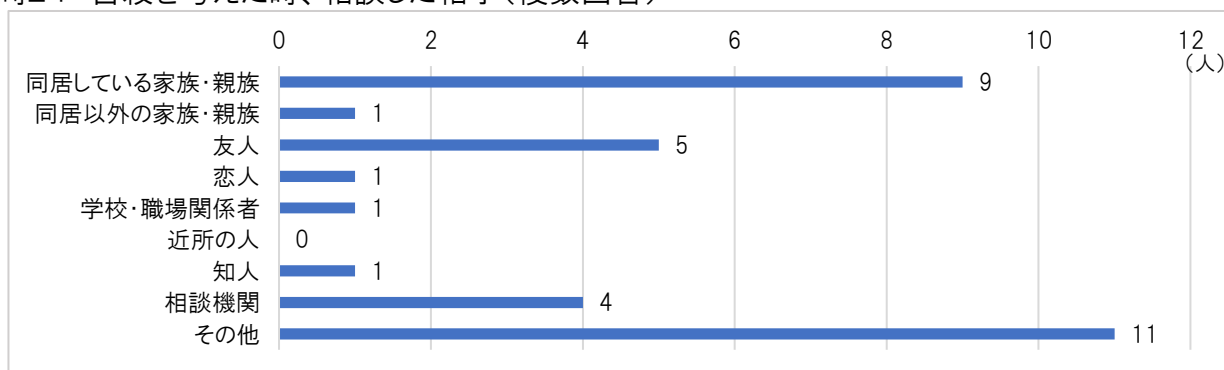
問22 自殺を考えた理由・原因(複数回答)



問23 自殺を思いとどまった理由(複数回答)



問24 自殺を考えた時、相談した相手(複数回答)



資料3 自殺対策基本法

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) 最終改正:平成28年法律第11号

第一章 総則(第一条一第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条一第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条一第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条一第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うもの

とする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが近い将来の死である」
 - ・「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につなげる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワハラ・セクハラ対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し速速に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子ども心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT(インターネット・SNS等)活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・助長等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を標的とする書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に再発に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・相談スキルを学ぶ動画等の作成・提供
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の手続きや法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・センクケアラーとなっている遺族の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の特別における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やチャット型支援機能の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解と適切な対応を旨とした心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、本人が子どものSOSを察し受け止める体制の構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲームボーイ等を含めた自殺対策は事業者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども支援センター連携し、体制整備を検討

12. 勤務形態による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを高め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

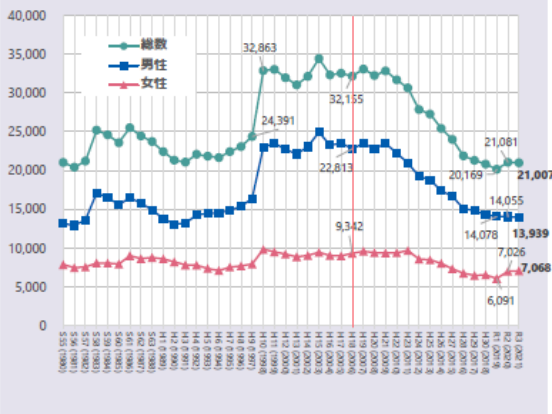
13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実 (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊産婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就労支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

(参考) 自殺者数の推移

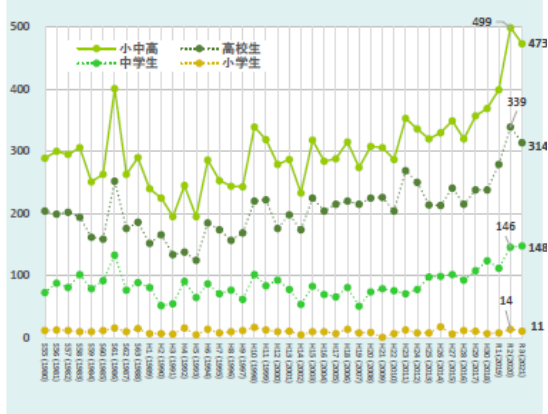
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。(H18 32,155人 - R1 20,169人)
- 令和2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となった。



資料5 坂城町自殺対策連絡協議会設置要綱(平成30年3月20日告示第6号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号。以下「法」という。)に基づき、関係機関及び団体が連携し、自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、坂城町自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第13条第2項に規定する自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺防止対策の普及啓発に関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉・保健、医療、教育、法務、警察、産業等に関する有識者
- (2) 区長会の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

坂城町自殺対策連絡協議会名簿

委員長	塚田 明	民生児童委員協議会会長
副委員長	上野 敬一	坂城町社会福祉協議会会長
委員	藤澤 忠臣	精神保健福祉士
委員	大井 悦弥	坂城町医師代表
委員	町田 貞	坂城町校長会代表
委員	須藤 亮	司法書士
委員	中村 豊	千曲警察署
委員	関戸 啓司	坂城町商工会会長
委員	小澤 猛	区長会会長(令和6年2月2日～)
委員	秦 千穂	長野保健福祉事務所

(任期 令和5年12月1日～令和7年11月30日)

令和6年(2024)年3月発行

発行 長野県坂城町

坂城町福祉健康課健康推進係 坂城町保健センター

長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地

電話 0268-75-6230

FAX 0268-82-3164

Mail hoken@town.sakaki.lg.jp



生きることを

地域で支える

すべての人に Well-being を

